

第八十七回国 参議院 農林水産委員会 會議録 第五号

昭和五十四年三月十六日(金曜日)

午後一時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 久次米健太郎君

理事 青井 政美君 大島 友治君 山内 一郎君 栗原 俊夫君 相沢 武彦君

委員

岩上 二郎君 片山 正英君 小林 國司君 野呂田芳成君 初村瀧一郎君 降矢 敬雄君 川村 清一君 坂倉 藤吾君 丸谷 金保君 村沢 牧君 原田 立君 藤原 房雄君 河田 賢治君 下田 京子君 三治 重信君 喜屋武眞榮君 渡辺美智雄君 農務大臣 農林水産大臣 農林水産政務次官 宮田 輝君 農林水産大臣官房長 松本 作衛君 農林水産省経済局長 今村 宣夫君

農林水産省構造改善局長 大場 敏彦君 農林水産省農蚕園芸局長 二瓶 博君 農林水産省畜産局長 杉山 克己君 農林水産省食品流通局長 犬伏 孝治君 農林水産技術会議事務局長 堀川 春彦君 林野庁長官 藍原 義邦君 水産庁長官 森 整治君 水産庁次長 恩田 幸雄君

事務局側

常任委員会専門員 竹中 謙君

説明員

法務省刑事局刑事課長 佐藤 道夫君 大蔵省関税局監視課長 奥田 裕君

本日の會議に付した案件 ○農林水産政策に関する調査 (昭和五十四年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件)

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十四年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件を議題とし、去る二月十五日に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川村清一君 私は、大臣の所信表明の演説の中の水産部門にしばりまして、若干お伺いをいたしたいと存じます。

大臣の所信表明の中に、水産の問題につきまし

て、「本格的な二百海里時代に入り、わが国水産業はますます困難な局面を迎えております。」と、かようにおっしゃっておられるわけですが、私も全くそのとおりだと考えております。昭和五十年からわが国も二百海里水域法を制定しまして、実質的に二百海里時代に入ったわけでありまして、世界の海洋秩序は実質的に大きな転換をいたしました。このことによつて、世界一の水産王国を誇っていた日本の漁業は、根底から大きな揺さぶりを受けたわけでありまして、ある意味においては大変な危機を迎えたと言つても過言ではないと、かように考えております。

したがって、これからの日本漁業は二百海里時代に対応してどうあるべきか、この二百海里時代において日本の漁業をどう進めなければならぬか、水産の政策において、あるいは水産行政においてこれが基本でなければならぬと、かように考えておられるわけですが、この点から、政策なり行政の方途というものが発想され施策が実行されるべきでございますので、まことに基本的な問題でございますので、ひとつ大臣から御見解を伺いたいと存じます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま川村委員から御指摘のように、二百海里時代を迎えまして、広く世界の各地から日本の漁業が魚をとつたわけでございますが、相当の制約を受けるということを感じなければなりません。すでに百万トンぐらいのものを締め出されておる。これは重大な問題であります。日本国民の半分はたんぱくを補つておるわけでございますから、われわれとしては、何とてでも現在の魚ぐらゐのものは日本

の近く、あるいは遠洋漁業、外国の二百海里の範囲内で確保していくような手だてを考へていかなければならないと思つております。

したがって、まず第一には、外国の二百海

里水域における既得権、既得の漁獲高というものを維持していくために、漁業外交というものを積極的に展開をしていきたいと、こう思つておるわけです。したがって、初めて総理の施政方針の中にも、いろいろな事情もございましたが、漁業外交の展開ということを経理大臣みずからが言明しておられるわけです。

第二番目は、やはりそのためにいろいろな入漁料を払うとか、あるいは漁業の協力をやるとか、あるいは共同漁業をやるとか、いろんなことをいたしますが、しかし、沖合い、沿岸というものが重視をしなければなりません。したがって、沿岸漁業の振興を図ることが日本の周りで非常に必要であります。そのために魚礁の設置とか、あるいはいろいろな放流漁業とか栽培漁業とか、こういうようなものをやつたり、漁業の構造改善を図っていくというようなことで、沿岸の漁業の振興を図つてまいりたい。

第三番目は、内水面の魚というものも、これも大変なことでございますから、川をきれいにして内水面の漁獲高というものが上げられるような工夫というものもやつていきたい。また、流通加工面も大きな問題なので、これらに対するむだのない流通加工の改善というものも図つていきたい、かように考えておられるわけでございます。

これらの点はそれぞれ相関連をいたしておりますので、それぞれの分野においてきめ細かな施策を講じてまいりたいと考えております。

○川村清一君 ただいま大臣から、二百海里時代に即応した日本の漁業のあり方といたしまして、外国二百海里内におけるところの日本の漁業既得権をできるだけ守るために、漁業外交を強力に推進していくとか、あるいは沿岸漁業の振興、内水面漁業の振興、あるいは流通加工の改善といったようなことが言われたわけですが、それら

は当然最も必要なことでございまして、いまの述べられたようなことは、大臣の所信表明あるいは政務次官の予算説明の中に書かれておりますのでそれは承知いたしますが、いずれいままの問題につきましては、具体的にまたお尋ねをいたしてまいりたいと思ひます。

私は、二百海里時代の水産政策を展開するに当たりまして、まず基本的な、なぜ一体二百海里時代といったようなものが招来されたのか、なぜこのように世界の海洋秩序というものが変わったのかということをお考え、あるいは反省する必要があるのではないかと申すわけでございまして、

私は、昭和四十年に本院の議員として当選してまいりましたが、その四十年のときにおきましては、日本の漁業の総生産量というものはまだ六百九十万トンぐらいで、七百万トンには及ばなかつたのでございまして、それが、昭和五十年におきましては一千五百万トンを突破いたしまして、一千五十五万トンに伸びております。つまり、十年間に三百万トンの漁獲量がふえたわけでありまして、この三百万トンというふえた漁獲量というものはどこから一体持ってきたものか、あるいはまた、どういう業種がこれを漁獲したものか、この点を考えてみなければならぬわけでございまして、これは要するに、日本政府の水産政策というものが沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へと外延的に延ばす、そういう水産政策を強く行ってきたわけでありまして、

国内におきましては、ちょうど高度経済成長時代でございまして、沿岸にはどんどんどんどん埋め立てて工場をつくり、工場製品はどんどんできると。それを外国に輸出して大きく利益を上げていく。沿岸におきましては、その理め立てによって沿岸がなくなる、あるいは工場地帯からいろいろな公害が流されてまいりまして、沿岸漁業におきましては減りこそすれちつともふえておらない。しかし、白書などの数字によれば沿岸漁業も若干ふえておりますが、これは養殖漁業その他によつてふえたものであつて、日本列島全体から見るといふと、沿岸漁業というものは非常に衰退してまいりてきたことは、これは御承知のとおりでございまして、したがつて、沿岸漁業の漁獲量というものはこの十年間大体において横ばいでございまして、

ふえたのは何かというところ、これは沖合い漁業と特に遠洋漁業でございまして、遠洋漁業は言うまでもなく、これは外国の二百海里から漁獲をしてきておるといふことでもございまして、それから沖合い漁業もふえておりますが、沖合い漁業も、たとえば底びき船のようなのはやはり外国の二百海里から漁獲してきておると、こういうことでもございまして、すべてふえた分は、いわゆる世界の国の二百海里の中において漁獲努力をしたものがこのように十年間に三百万トンもふやして、そして世界一の水産王国となつた大きな要因をなしたものと私は考えておるわけであります。

こういうような日本の漁業の発展というものが、これが世界各國にどういふ影響を及ぼしたか。特に開発途上國にはどんな影響を及ぼしたかというところ、開発途上國におきましては、自分の前浜には資源は豊富であつても、これをとる技術が知らない、また資金がない。そこへ日本の大型の船がやつてきて、近代的な設備、近代的な技術、資金は十分ある、そしてとるにいいだけとつていつた。ある意味においては資源の乱獲、こういうふうなことをやつてまいりまして、それを見せつけられたところの開発途上國の方々は、いわゆる日本の漁船は世界の海を荒らすというふうなことで、日本の漁業に対しましてはきわめて強い憤り、いわゆる怨望的に日本の漁船がさらされたら、こういうふうな経過を経てつと来たわけでありまして、

で、それらのことが、ついに一九七三年の十二月の国連の海洋法會議の第一会期、そして続いて七四年には第二会期、ここにおいてこの開発途上國から経済水域二百海里という問題が提起され、それが、まだ海洋法會議において最後の結論は得ておりませんが、世界の大勢としてこうなつたと、このことをまず考えなければ、その点から日本の新しい漁業のあり方というものが生まれてこなければならぬと、私はこう考えておるのであります。これが対する大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御指摘のような反省は、私も必要だと思ひます。高度経済成長当時で、ややもすると金さえ出せば幾らでも物は手に入る、それと同じく國民もかなりせたくになつてきたし、イワシを食わないで、たとえば一つ例であります、それよりも七倍もえさを必要とするハマチがいないとか、そういうようなところに力を入れれば当然たくさん魚が必要だ。その結果は、乱獲というふうなことも私はあり得ると思ひます。で、國民の食生活が変わつたと言へば、そうかもしれないが、そういう高級魚でなければ食べないという風潮というものは、やはりその一つのムードの中から私は出てきたのじゃないか。金さえ出せば石油は幾らでも買えるから、どん石油を使つてというふうな発想も、一時はあつたわけですね。それと似たような私は話じゃないか。

しかし、現実には、幾ら金を出しても石油は買えない場合もある。同じようなことで、魚の問題もそれに似たようなことがやつぱり資源としてあるわけでもございまして、やはり貴重な資源でございまして、よくそれらの点も反省をしながら、消費のあり方というものは反省をしながら今の漁業政策というものは考えていかなければならぬだろうと、こう思つております。

○川村清一君 その点におきましては、大臣と私どもの考えは一致するわけであります。したがつて、大臣のおっしゃつたことをまとめると、こういうことになるんじゃないかと思つておるわけであります。

今日までの日本の漁業というものは漁獲努力第一主義であつた、いわゆる生産第一主義であつた。この生産第一主義の漁業というものから、いわゆる資源はもちろんこれはふやしていくように努力をしようと。努力は、これはもう当然でございまして、それから、その資源は、これは海の中の生物でございまして、やはり自然にふえるという力を持つておると同時に、自然に減る要素も持つておるわけでありまして、いわゆる生物であるから死ぬということも考えられるし、その他いろいろ大きな魚であるとか、あるいは海中にすんでおる動物、これによつて食われる、いわゆる食害、こういうふうなことによつて資源が減る。しかし、自然にふえる分と、それから自然に減る分、それを引いた残りが、これが再生産資源であるわけでもございまして、

したがつて、これもみんなとつてしまえば、要するに資源の乱獲であつて資源は絶える。そこで、やはりこれからの漁業というものは、その資源の再生産をしていくその中で許容される量を漁獲していく。つまり生産第一主義から、いわゆる管理型漁業というものに日本の漁業は大きく変わつていかなければならない、私はそう考えるわけでもありますが、この点はいかがでございまして、基本的な点はもうわかりましたから、これは大臣でなくて水産庁の長官でも結構でございまして、

○政府委員(森野治君) 御指摘のように、いろいろとる漁業、言葉をかえて言いますと先生もそうおっしゃつたのだと思ひますが、とる漁業からつくる漁業と申しますか、そういう漁業への転換がいろいろ行われつつあるわけでございまして、国なり県なりいろいろ金を使ひましてそういう方向へいま転換しつつあるわけでございまして、問題は、やはり一般の漁業者全般の意識が、そういう先生おっしゃいましたように、資源を育成し維持培養しながら、それをまた資源を管理して育てていく、そういう漁業というものを一人一人のいま漁民がやはりそういう認識を持つてくること、これが最も必要じゃないかということ、最近非常に痛感しておるわけでございまして、いろいろ全漁連等の組織もそういうことを最近主張をして

いるわけでございます。全般的に、考え方といったしましては、先生おっしゃるような方向に動きつつあるというふうに考えております。

○川村清一君 長官にお尋ねいたしたいんですが、いまの長官の御発言は非常に重要な意味を私は抱えていると思うんです。

というのは、いわゆるこの漁業権の許可、許可権というものは、これは政府が持っているわけでありまして、そこで、いままでの漁業というものを、いわゆる特に遠洋漁業等につきましては、許可権の発行というものがきわめて無造作に行われたのではないかと思う。そうして、外延的にどんだんどん世界の海に発展させていった。日本の日の丸の旗をつけた漁船はアフリカからインド洋から東南アジア、そしてオーストラリア、ニュージーランド、南米、アメリカ、カナダ、ソ連水域というぐあいに、世界じゅうに発展していった。発展していくように、どんだんどん許可を与えていった。

そこで、私の言いたいことは、いま大臣がおっしゃっておりますが、管理型漁業に持っていきたいと思うけれども、やはり漁業者、業界のそれに対応しての協力体制、あるいは漁民の意識そのものが変わっていかねばならぬかめんどろだ。おっしゃることは当然なものでありますが、私は、今日までの日本政府の漁業政策というものは、政府から出た政府の政策ではなくして、むしろ業界に引き回されておいた政策ではないか。業界から強い要望、要求があればもう許可をどんだんしていき、いわゆる業界発想の政策から政府発想の水産政策に転換していかねば私はならぬと思うんですが、これはいかがですか。

○政府委員(森整治君) いま先生がおっしゃいましたことは、いろいろ業界のエゴイズムみたいなものがありまして、それで何かいろいろゆがめられてきておられないかということだと思いますが、そういうゆがめられたというふうには私も考えてはおりません。ただ、何といいますが、そういう非常に圧力的な動きというのはいまは否定するわけではございませんけれども、その中で、やっぱりわれわれは正しい方向というものでいろいろ制度運営をしておるつもりでございます。

そこで、業界よりも政府指導型というふうなお話ございましたけれども、その辺はやはり業界と申しますか、漁民、それから漁協あるいは会社、そういうものがやはりそういう新しい考え方に基づいていろいろ漁業をやっていく、それを政府が指導をしていくと、そういう両方の立場がございませんと、政府が引つ張っていくというふうな場面も必要でございませうが、なかなかうまくいかないのではないかとこのように思っております。

○川村清一君 全くそのとおりなんです。ですから、業界が承知しなければなかなか引つ張っていかなくとも困難だということもよく承知しております。私も水産業界のいろんな問題につきましては若干知っております。戦前、そうして戦後のこの日本の漁業の発展の歴史の中で、たとえば日魯であるとか、あるいは日水であるとか、あるいは日韓大洋漁業であるとか、こういうものの発言力とその力というものは、これは大きな力であったことは否定できないと思うんであります。

たとえば、戦前におけるところのカムチャツカあたりにおけるカニ漁業にしろ、あるいは南方における鯨漁業にしろ、これはやっぱり大手の会社資本力によってこれがなされた。あるときには、帝国海軍がこれを保護したといったような時代もあるわけでありまして、それから戦後になりますれば、業界がまたいろいろいるとまらまして、たとえば底びきであるならば全底であるとか、北海道の方ならば機船底びき組合であるとか、あるいはまき網組合であるとか、そういうような業界がございまして、これが、政府が何かやろうと思つたというところ、それはだめだ、こうやれといったようなことで、そして政府がやろうとしたものがその業界の力で曲がっていった。ゆがめられたとは申しませんが、政府の思うようにできなかったということも事実だろうと私は思っているわけなんです。

したがって、これからの新しい漁業というものは、よほど政府がしっかりした考えを持って、そしてその政策に業界を誘導していくといったようなこういうやり方をしないか、かように考へるべき時代に来るのではないかと考へるわけでございます。

この問題はこれくらいにいたしまして、そこで長官、資源管理型の漁業に移行するということにつきましては、これは別段御異議がございませぬ。いわゆる漁獲第一主義から資源管理型の漁業でなければならぬということにつきまして、賛意を得られるものと私は考へるわけですね。そこで、それじゃ管理型漁業でいくとするならば、この具体策です。どういうようなことをしなければならぬかということが次に出てくるわけでありまして、水産庁としてはどう考へておられるかと。

○政府委員(森整治君) やはり栽培漁業等の、いろいろつくる漁業ということを今回の予算でも強調をしておるわけでございます。たとえて申しますと、海の知づくりといったしまして沿岸の漁業整備開発事業でございませうか、また種づくりにいたしましては、栽培漁業を推進するためにいろいろ国が栽培漁業センターの施設整備をするとか、あるいは県の栽培漁業センターの施設整備をするとか、サケ・マスにつきましても、いろいろな放流事業につきまして約倍に近いような予算を計上して従来の計画を相当上回るような措置を講ずるとか、そういうことである努力をしておるわけでございます。

ただ、問題は、そういう金だけでは——金の問題については大いに今後私も努力する、それは考へ方としては金の問題はわりと解決しやすいと思つておるわけですが、そういう意識なり制度なり、管理をしていくという意識の一つの問題につきましては非常に私ども苦勞をしておるわけでございます。たとえば何といいますが、総合地域の開発事業、そういう中で新しいやっぱり管理の方

式を見出していろいろ努力を、金をつけながら、いろいろ県が中心になりながらそういう努力を重ねておるわけでございます。そういうところに、今後の非常にむずかしい問題が残つておるというふうな思つておるわけでございます。

○川村清一君 その管理の方法についても具体的に、こういうこととどう考へておるのか、といったような、そういう方策はございませぬか。

○政府委員(森整治君) 種をつくって、畑をつかって、その種をまた育成をしていく。いろいろ育成をする場所を設けて、そこへ底びきが入らないとか、そういうようなことをいろいろいままででもやってきておるわけでございますが、いろんな権利といいますが、底びきがあり、いろんな漁業が競合、オーバラップしているという海面を、どういうふうにして、たとえばタイの稚魚をどうやって育ててとられないようにして保護していくかということにつきまして、先ほど申しましたように、個別の集まりみたいなもので総合地域の開発の調査をやっておられますけれども、そういう中で話し合ひでそういう保護管理の方式を編み出していくということを考へたらどうかということ、とりあえずは考へておるわけでございます。

個別、具体的な処理の仕方というのが一番重要な問題ではないだろうかということで、いまそちらの方に重点を置いて、実績をつくっていくという方向から入っていくことをいま考へておるわけでございます。

○川村清一君 資源を培養するためのいろんな施策をなされようとしておる、うんとそこに財政投資をなされるということにつきましては、これは大歓迎でございますしそういう姿勢は評価しているわけなんです。

私の言いたいのは、資源を培養しても、資源がふえたもの以上にとれば、結局資源は減るわけなんです。ですから資源はふやす、ふやした資源を減らさない程度にそれをとっていく。これが、やはり管理型漁業の基本だろうと私は考へるんです。

そこで、それじゃどういう方法をやったらいいかという具体的な問題が出てくるわけです。そこで何かお考えになつてゐるかという、いまの長官のお話では、具体的にどういふことも考えているといつた、何か底びきの話など出ましたが、その程度でございまして、あるいは考えているけれども問題になるのでおっしゃらないのかもしれないが、私も私ではどういふことを申し上げるべきでないかと思つてお聞きを申し上げますので、また説明は後でありますが、ひとつ考えてみて下さい。

まず、魚種ごとに最大持続生産量を勘案した漁獲量を規制するということが一つ。それから次に、資源保護のための水域を規制するということ。次に三番目に、魚類の産卵、生育を保護するための禁漁区を設置すること。四番、乱獲を防止するための漁具、漁法を規制すべきじゃないか。次に、漁業種類ごとの漁船トン数、機関馬力、これなどをやはりある程度規制すべきではないか。次に、網目を規制するというようなこと。それから七番目には、加工などいわゆる集魚能力を規制する必要があるのではないかと。それから八番目に、沖合い底びきの操業禁止ラインを拡大する必要があるのではないかと。以上のようなことを考えておるわけでありませう。

これは、ただ私も頭で考えただけではないんである、実は、私は昨年の十月ころから北海道の沿岸をずっと回つてゐるわけでありませう。これはオホーツク海から日本海から太平洋、全部は回り切れませんでした、回りながら二人でも三人でも漁民の方にお会いして、いろいろ漁民の方々の要望等をお聞きしてそれをまとめたわけでございます。したがって、日本列島のずっと西の方のことはわかりませぬけれども、大体北海道は日本の全生産量の二五%を生産しておりますから、沿岸漁業、沖合い漁業、遠洋漁業、皆持つておりますから、大体こういうようなものの中に入るんじゃないかと、かように考えておるわけでございます。

これは、たとえば一つ例をとりますが、イカ資源であります。イカ資源などについては強く言われておるのは、昔は北海道南端地帯はイカ資源が豊富でありまして、沿岸漁民の方々はこのイカ資源に依存して生活しておつた。そのイカが全然いまいなくなりました。まさに皆無と言つてもいい状態になつてまいつておられます。そこで、これらはやはり乱獲が大きな原因ではないかと、こう考えますと、イカという魚種は一体どこで産卵してどういふような回遊路をたどつてゐるのか、学者でないからそこまではよくわかりませんが、けれども、聞くところによれば、東シナ海で産卵をする。それがだんだん北上して間宮海峡のあたりまで行つて、そこから今度Uターンして日本海を南下すると、こういうような回遊路をとつておるといふようなことを聞いておるんでありますが、そこで、このイカならイカの資源の産卵するところ、これを保護するために、その水域をある期間、禁漁期を設定するといふようなこと等はこれは大事なことではないか。

それから、いたずらに沿岸漁業等においては過剰設備をして、そうして非常にコストの高いことをやつて、それが経営を困難にさせておると。あるいは資源を乱獲するおそれが多分にあるイカならイカ漁業の加工、とんでもない明かりをつけて就業しておると。これは競争的をやつておると。これは本当に操業してゐる船の競争であつて、全部が過剰投資をするといふたようなこと等もあり、これは資源の一つの乱獲につながるといふたようなこともあります。あるいはまた稚魚を守ることも稚魚の何と云ふ必要はないかと。稚魚をみんなとつてしまふようなことはいふたういふ漁業のあり方というものは嚴重に規制すべきではないか。そうすれば、当然使用する網目を規制するといふたういふ必要もあると存じます。

いま一番大きな沿岸の問題は、これは昭和五十二年の二百海里時代に入つて、日ソ漁業協定の批准をやつたときに、私は時の鈴木農林水産大臣と

議論をしたのでありますが、結局北洋から締め出された沖合い底びきというものがUターンして、そうして沿岸に来ると、そのことによつていわゆる沿岸とトランプルを起す。これが現在、たとえれば日本海北部等の海においては大きな問題になつておるわけでありませう、こういったようなことから、何とかいふゆる行政措置をとれないものかどうかといふことなんでしょう。

率直に言つて、沿岸の方々は、政府が多額の金をかけて、そうしていろいろ資源の増殖の仕事をやつていただいている、これは非常にありがたいことだと、ありがたいと言つておられますが、むしろそんなことに金をかけるよりも底びきを全部禁止してくれと、手練りを全部やめさしてくれと、そうすれば構造改善だの浅海増殖だのそんなものは何も要らないと、ひとりだに資源はふえるんだと、こういうようなことを率直に言われておるわけでございます。まさか底びきの全面禁止などということでは、これはいまの時代では簡単にできることではないから、私はうんうんと言つて聞いて帰つてきておられますが、いまの底びきの禁止ラインでいいのかわからぬ。

これらのことにつきまして、やはり管理型漁業ということになりますれば、当然考えられなければならない問題ではないかと思つて、私どもの考へてゐることをいま提起したわけでございますが、これらの問題について水産庁として何か考へてゐる事項がございましたらひとつお示しいただきたいと思ひますし、また、私の申し上げましたこのことにつきまして、おまえがそんなことを言つたつてそんなことはできる問題ではないかといふような反論があれば、また反論をお聞かせいただきたいと、かように存じます。

ただ、問題は、先生も例を出されましたから一例を申し上げますが、イカの光力規制の問題も、実は私もその面に入つてやつたやうでございますけれども、なかなか実効が上がりません。このこと、実際にお互いにわかつていながら、現実の話になりますと、監視といふことが、光力を規制していくそのことを守つていくことが、非常に数が多い、また海の上の話をございまして、非常に実効が上がりにくいという問題があります。そこで、ある意味では必要なことは私もわかつておるわけでございますが、そこまで突っ込んだ措置が現在打てないといふような問題もあるわけでございます。その辺はどういふふうにしていったらいいのかわからぬ、これは反論ということではなしに、私どもの実は悩んでございませぬけれども、実効が上がりぬものを幾ら決めてもまた無意味になるということもあるわけでございます。

そういうことで、むしろその考え方自身につきましては私どもは全面的に先生の御主張には賛成でございますが、それを、実効をどうやう確保していくかという方法について有効なものがない場合には、余り理想に走つてもなかなか現実の問題としてはうまくいかないといふことがあるといふことを申し上げたいと思ひます。

それから、イカの問題につきましては次長の方が専門でございますから、いろいろイカにつきましてのお話ございましたので、次長から御答弁を申し上げます。

○政府委員(恩田幸雄君) では、いろいろ漁業の資源保護に対する規制の問題についてお話がございましたので、イカを中心に、一、二申し上げたい。

イカの資源につきましては、先ほど先生御指摘のございましたように、対馬からもう少し南の方にかけて、大体日本近海のヌルメイカの産卵場がございませう。ここから出たものが、先ほどもおっしゃいましたように、日本海を上がつてまた産卵場へ戻つてくるわけでございます。私どもがいま現在イカについておつておる

規制を申し上げますと、まず産卵場におきましては、ほとんど現在のイカ釣り漁業においては親魚が漁獲できないという、いわゆる産卵する親魚がほとんど漁獲されていないという現状でございます。まして、やはり私もそれより、産まれて北に上ってきまます小さなイカ、こういうものを規制することによって資源の有効利用を図りたいということを考えております。現在三月、四月の二カ月につきましては、日本海でイカの漁業の禁止をいたしております。もっともこれは三十トン以上の船でございます。沿岸の小型船については別でございますが、いわゆる沖合いにおりますイカ資源については、それである程度確保できるのではないかと考えておる次第でございます。

そのほかに、加工利用等につきましては、業界についても、先ほど長官のお話もありましたが、いろいろ議論されておりますし、私も自主的な指導を一応要請してやっております。私どもも自主的ですが、何分にも船型がいろいろございます。私どもも自主的でございますし、光力を若干違反することによりまして、違反といえますか、大きくすることによりまして漁獲が非常に上がるという面もございまして、十分洋上での取り締まりができません。現在では、実効を上げることがなかなかむずかしいという先ほどの長官のお話のとおりでございます。

○川村清一君 長官のお話も、次長のお話もそれなりにわかるわけでございますが、私をして言わせれば、どうも二百海里時代に入つたということに対する危機感といえますか、いわゆる基本的な考えと構えがないような気がするんですね。要するに、いままでのやり方の持統である、その持統の中でできるだけ漁獲量を減らさないようにしたい。こういふような考え方が水産庁の中にあるのではないかと思っています。私は、この二百海里時代というのは大変な時代だと思つておる。ある意味においては、漁業の一つの維新时期を迎えたと言つても過言ではないのではないかと思っていますね。

つまり、昭和二十四年に新しい漁業法というのが制定されました。これはもともとマッカーサーのまだ占領時代でございますが、いわゆる漁村の民主化とか、そういうものをひとつ目標にしまして、そして新しい漁業法が制定された。そのときに、いまままで明治時代から行われてきたところの、いわばこれは明治時代から行われてきた漁業を踏んまえて、そして漁業法が制定されて——これは旧漁業法ですね、その漁業法によって与えられたところのいわゆる専用漁業権であるとか、あるいはその他定置漁業権であるとか、それから漁船漁業権ですね、こういったものを一度政府は全部これを買上げたわけですね。そして昭和二十四年の新しい漁業法の制定によって、この漁業法に基づいて新たに共同漁業権であるとか、定置漁業権であるとか、区画漁業権であるとか、あるいは区画漁業というものを与えられまして、そして新しい日本漁業の構造というものをつくられたわけですね。ところが、今日の段階は、いままで考えてもみなかった二百海里時代というものを迎えて、日本の漁業そのものが、日本の漁業の構造そのものを改革しなければならぬ時代に来た。私は考えているんです。

ですから、私はかつて鈴木大臣に、あの昭和二十四年のように、現在与えられておるこの漁業権というものを全部政府が一回補償して、新しい漁業法をつくつて、その漁業法に基づいて免許あるところは日本の漁業構造をつくるべきではないかというのを提言いたしました。鈴木大臣は、川村さん、そんなことを言つたついでに、いまそんなこと言つたついでに、言われないじゃないかと、こうおっしゃつたから、言われないじゃないかと、こうおっしゃつたから、それ以上何も申し上げませんが、もうそういう時代に来た。ではないでしょうか。さつき大臣は、漁業外

交を強力に行つて、そうしていままでの既得権をできるだけ守る、その場合に共同漁業もあるだろうし合併漁業もあるだろうと、こういうようなことをおっしゃつておりましたが、それはそれとおもひます。しかし、将来、遠洋漁業というものを展望されてどうお考えになりますか。遠洋漁業は、あす、あさつてからゼロになる。ということはないでしょうか。減ることはあつてもふえることはないでしょうか。いわゆる五十二年に日ソ漁業協定が結ばれた。それで、もとも一月から三月までは従前どおりの漁獲をしておりましたが、あの協定に基づいて六月から十二月までは四十五万トンぐらいいでしよう。昨年五十三年はソ連二百海里の中からの漁獲量は八十五万トン、これは十萬トン減つて七十五万トンということになつたでしよう。そして、そのかわり今度はソ連漁業協定によつて昨年はソ連が日本の二百海里から六十五万トン、これも同じく六十五万トン。それでソ連の主要な魚種はイワシ、サバである。しかし、そのイワシ、サバというものが、これは日本の二百海里の中であるけれども、水域は相当規制されているわけですね。

もしも、そこでソ連が引き受けたところの割り当てのその量を漁獲できないという場合がくれば、当然それはね返つて、日本が今年七十五万トン、そのうちスケトウが、昨年の三十四万五千トンがことしは三十万トンになつた。ソ連がもし日本のこの水域でとれないとするならば、そうすれば当然はね返つて、日本に対してそれがないようなそういうものが来ると思つておられる。これは日本は実績主義なんですよ。それはもう国際的に通用しないわけですから、相互主義あるいは等量主義というものであつていふか、なんではないかと思つておられる。アメリカはいかんでありますが、将来どうなるかわかりませんが、ニュージラランド、日本近海にはイカがなくなつたのでニュージラランドの海域へ行ってイカを漁獲してつた。しかしながら、これにはばか高い入漁料を払わなければならぬ。そんな高い入漁料を払つてつてきたところで、これじゃとても経営がペイしないということになれば、行かなくなるでしよう。そういうふうな世界が広がつていくなつていふか、ゼロにはならないけれども、ゼロに近いものは将来来るのではないかと、これを考えるわけですね。

ですから、先の展望に立つて日本の漁業というものを考えれば、もう遠洋漁業を考えて、それ合併だ協力だと言つたついでに、要するにそれは輸入でしよう。輸入という姿になつてくるわけですね。ですから、どうしてもある意味においては、この二百海里時代に即応した日本の漁業構造を新しくつくるんだという気構えでこれからの水産政策を立てること、あるいは水産行政を私が行つていかなければ大変なことになるのではないかと、これを考えるわけですね。後で食糧問題のときにも申し上げますが、食糧問題として取り上げておられる重大な問題を持つておる。

それから、いま次長はイカのことをおっしゃつておりました。私はまあ本場の漁師じゃありませんからよくわかりませんが、たとえば私も子供時代の北海道あるいは樺太等のイカのとおり方というものはハネゴと言つて、こういうふうにしてイカをつつておつたもんです。それがやがて今度は機械を回してとるようなものになつて、そして昨年あたりはイカを流し網でとつておられる。これはもつともスルメイカでなくてアカイカですが、流し網でイカをとる。そんなことをやつたら、イカ資源なんというものは一網打尽、何もなくなるでしよう。そういうこともございまして、規制ができません。業界と話をつかないでどうにかこういふもの、新しい革新的な漁業行政などというものはできませんか、どうですか。ちよつとこれに對して御見解をお聞かせいただきたいと思います。

交を強力に行つて、そうしていままでの既得権をできるだけ守る、その場合に共同漁業もあるだろうし合併漁業もあるだろうと、こういうようなことをおっしゃつておりましたが、それはそれとおもひます。しかし、将来、遠洋漁業というものを展望されてどうお考えになりますか。遠洋漁業は、あす、あさつてからゼロになる。ということはないでしょうか。減ることはあつてもふえることはないでしょうか。いわゆる五十二年に日ソ漁業協定が結ばれた。それで、もとも一月から三月までは従前どおりの漁獲をしておりましたが、あの協定に基づいて六月から十二月までは四十五万トンぐらいいでしよう。昨年五十三年はソ連二百海里の中からの漁獲量は八十五万トン、これは十萬トン減つて七十五万トンということになつたでしよう。そして、そのかわり今度はソ連漁業協定によつて昨年はソ連が日本の二百海里から六十五万トン、これも同じく六十五万トン。それでソ連の主要な魚種はイワシ、サバである。しかし、そのイワシ、サバというものが、これは日本の二百海里の中であるけれども、水域は相当規制されているわけですね。

○政府委員(恩田幸雄君) いまイカの問題がございましたのでそれから申し上げたいと思いが、御指摘のイカの流し網、特にアカイカの流し網につきましては、私どもの方で今回すでに省令の改正が済んで禁止いたしております、東経百七十度以西においてはイカの流し網は全面禁止ということに相なっております。

先生いろいろお話ございましたわけでございますが、私どもも漁業の将来を考えながらいろいろ許可行政その他をやっているわけでございませう。特に沿岸におきましては、免許につきましては、先生御存じのとおり、共同漁業権につきましては十年、それから定置漁業権あるいは区画漁業権につきましては、五年で新しく漁場計画を立てて切りかえるという制度になっておりまして、本年といえますか昨年でございますが、サケ・マスを中心とした定置につきまして新しい体制に順応するような新しい漁場計画なり免許の指導方針なりを立てて、新しい体制に動きつつあるわけでございます。

なお、許可漁業につきましては、先生御指摘の点いろいろあると思いますが、私どももいたしましては、少なくとも現在できる範囲内で漁場を確保しながら現在の船で操業できることがまず望ましいということを考えておりまして、その線で現在進んでおるわけでございますが、やはり事態の変化に応じていろいろ今後さらに考えていかなければならない問題があることは十分承知しております。

○川村清一君 ただいま次長からもイカの話と定置漁業の話がありましたので、少しちょっと触れますが、いまアカイカについては東経百七十度以西は禁止したというお話があったわけですが、そこで、この間函館へ行ったら、こういうことを言われてきたんです。百七十度以西といったって、イカをとってきてそのイカに印がついているわけではあるまいし、百七十度以西でとったものだから印がついたものだから印がついているわけじゃないか、そのとったイカに印がついているわけじゃないですか

ら、こんなばかんなことをやめてもらいたい、だめならだめだと全部禁止してもらいたい、こういう話があった。私ももともとだと思つて聞いてきたんですが、これに対する返事、後で言つてくださ

もう一点、私だつて漁業法に言われる定置漁業権は五年ごとに更新するということはよく知っているわけですが、そこで、これは第六次の漁業権の更新期ですね。それで次長はサケ定置、特に北海道東部、釧路とか根室とかあるいは日高とか、こういうサケ定置の盛んな地域においてどんな騒ぎが起きておるか、その抱えておる漁業協同組合は大混乱を起こしまして、そうしてある組合のときは役員総辞職なんといったような騒ぎ等も起きておりますが、こういう点御承知ですか。御承知であるとするならば、こういうような問題に対してどういふふうに対処をされたのか、またされるのか、この点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(恩田幸雄君) サケ・マスの定置の今回の新しい切りかえにつきまして問題が生じていることは、私どもよく存じております。北海道の場合にサケ・マスの定置の漁業権につきましては、免許予定件数が六百八十八件あったわけでございませうが、いま現在免許を保留いたしましたいろいろな調整しておりますのが二十四件でございます。それぞれいろいろな理由がありまして問題が起きていられるわけでございますが、私どももいたしましては、いろいろサケ・マスの増殖事業についてわれわれが積極的に努力し、また漁民の方々にも努力していただいております。サケ・マス資源の増大を図っている現状でございますので、そういう点も踏まえまして、なるだけ多くの方々に定置に参加していただく、その利益が広く分配できるようにということを中心として考えて、いろいろ従来も指導をしてきたわけでございまして、個々の具体的な面につきましては道庁が中心に現在もいろいろ指導をいたしておりますが、私どもとしてはできるだけ円満にこれらの問題が片づけられるようにということ、道庁ともいろいろお話をしてい

ら、こんなばかんなことをやめてもらいたい、だめならだめだと全部禁止してもらいたい、こういう話があった。私ももともとだと思つて聞いてきたんですが、これに対する返事、後で言つてくださ

でございます。○川村清一君 サケ定置とかそういう問題につきましては、また時間があるときにいろいろ議論をしたいと思つております。

大臣の所信表明の中で、こういうことがうたわれております。「水産業の振興を図るためには、わが国周辺水域の開発と水産増殖を一層推進する必要があります。」この言明を踏まえて、その施策として「魚礁の設置等沿岸漁場の整備開発を進めるとともに、栽培漁業の推進、サケ・マス資源の計画的増大等を図ることとしております。さらに、漁港施設の整備を図るとともに、新沿岸漁業構造改善事業を発足させるほか、技術改善、漁家生活の改善等を助長するための沿岸漁業改善資金制度を創設する」と言明されておるわけでございませう。これはまことに結構なこと、賛成でございます。

この問題について具体的にいろいろお聞きしたいのですが、その前にお聞きしておきたいことは、昭和四十六年に海洋水産資源開発促進法という法律が制定されております。この法律制定のときも、私はこの委員会におりましたのでいろいろと議論したわけでありませうが、今日までこの法律の運用はどうなされてきたのか、どういふふうに機能されたのか、その成果を明らかにしていただきたい。さらに、昭和四十九年に沿岸漁場整備開発法という法律が制定されました。これについても、どのように運用されてその成果がどう上がっておるかということも明らかにしていただきたい。

ということは、この二つの法律がありまして、この海洋水産資源開発促進法というのはいずれもその当時議論したのですが、これは沿岸でなく、要するに遠洋の資源開発だろうというふうなことであったわけでありませう。それを受けてこの沿岸漁場整備開発法というのが制定されたものと思つておるわけでございませうが、これにつきましては当時の大臣が七年間に二千億を投資する、これはすでに閣議決定されておると思うのでありませ

が、これはこの法律が制定されてから五年目だと思つておるんですが、一体その七年計画、二千億という実施計画というものが、今日ことしの五十四年度予算で総額どのくらい投入されることになるのか、こういうものもあわせてお聞かせいただきたい。

私は、この二つの法律が、政府がその責任を感じてこれを実現するために努力していけば、いま大臣が所信表明で述べられたようなことはこの法律の運用によって、あるいはまたこの機能によって十分果たされる。そして、この二百海里時代に対処してどういふ施策が必要かと、栽培漁業だといったようなこともこの法律の中にあるわけであつて、いまさら改めてこういうことを言わなければならぬということ、この法律の運用そのものに、決して怠慢とは言いませんが、熱意がなかつたんでないかと、かように考えるものでございませう。こういうふうなお尋ねをしたわけでございませう。これに対する御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○政府委員(森整治君) 御指摘の後段の方から申し上げますが、沿岸漁場の整備開発法に基づきまして、五十一年から五十七年まで二千億というところで沿岸漁場整備開発計画というのを策定し、それに基つきまして事業を実施しておるわけでございませう。それにつきましては、五十四年度予算におきましては総事業費として三百二十一億ということになっておりまして、これを入れますと、そこで計画の進捗率としましては四四・四％ということに相なっております。五十七年までの七カ年の計画でございますが、現在対前年伸び率が相当高い水準になつておりました。このペースでございますと、一年ぐらゐの短縮は可能なものではなからうかというふうな考へておるわけでございませう。魚礁の設置からいろいろな増養殖場の整備をいろいろ進めておるというわけでございませう。それから、この法律にはもう一つ特定水産動物育成事業というのがございまして、これにつきま

しては政令でマダイなり、クルマエビなり、ガザミというものを指定をいたしまして、四十九年度から関係知事が基本方針を策定してこの事業を実施しておるといふわけでございまして、延べ九十一カ所につきましてその事業を実施しておる。したがいて、この法律に基づく沿整の事業、それからこれが公共事業としての扱いを受けるようになりまして、相当水産庁といたしましては重点的に予算を計上し、その細づくりを進めておるつもりでございます。

それから、最初に先生が申されました海洋水産資源開発促進法の方でございますが、これにつきましても、これに基づきまして海洋水産資源開発センターというのが設立をされました九業種、たとえばマグロはえなわ、遠洋底びき網、まき網、サンマ、イカ釣り、カツオ釣り等九業種の漁場開発調査をやっておるわけでございまして、それから、あと新資源の開発調査、たとえばいまだで利用されていないサマナリ、何というんですか、エチオピアというあの黒い——シマガツオだそうですが、そういう資源を調査したり、それからあるいは深海の漁場を開発を調査する、それから先生御承知のいろいろ北転船を使ったの南水洋のオキアミ、あれを母船を使いまして調査を実施しておるといふようなことなどをいろいろやっておるわけでございます。

そういうことでございまして、相当私どももいたしましたしは予算も計上し、いま一番最初に言いましたように、計画も一年短縮するぐらゐの意気込みで取り組んでおるわけでございまして、まだまだ足りないという御指摘はいろいろあるうかと思っておりますけれども、私どもとしては相当努力をしておるつもりでございます。

【委員長退席、理事大島友治君着席】

○川村清一君 海洋水産資源開発促進法です、海洋水産資源開発センターが法の法律の中にあることは十分承知しております、この法律制定のときにここに重点を置いた施策をやるのではないかと。ところが、この前の方にはっきり沿岸水

産資源開発ということがうたわれているので、沿岸と海洋水産資源と二つこれは持っているわけなんです。ところが、この法律が発表されたときから、沿岸を無視していわゆる海洋資源開発の方にばかりその重点が置かれるのではないかと、そのことをいふんは強く指摘したわけでは、そういうことではないんだというように大臣の答弁等があったんですが、それはいいです。

私が言いたいのは、その次の沿岸漁場整備開発法も、結局「水産業の振興を図るためには、わが国周辺水域の開発と水産増殖を一層推進する必要があり」とおっしゃっている大臣の所信表明は、この法律によって行われるのが主なんですよ。そうじゃないか。ここを一点明らかにしていただきたい。

○政府委員(森重治君) 先ほど申し上げましたように、これは要するに生産基盤といいますが、そういうものをつくって行くわけでございまして、それから、あと合わせましているいろいろ種づくり——栽培漁業等も含めて、これはそういうことも含めた意味で、このほかにそういうものも含めまして申し上げているつもりでございます。

○川村清一君 いや、それはそういうこともあることは十分承知しておりますが、公共事業としてこれが主体的なものであろうということも申し上げておるわけで、そこで二百海里時代に入って農林水産大臣といいろいろ質疑をしたときに、私はこの法律は二百海里に入る前のいわゆる昭和四十九年に制定された法律ですから、七カ年二千億といふという計画、これは少ないんじゃないかと、七カ年をもっと二、三年短縮すべきじゃないかというように強く申し上げて、できるだけ短縮するということも強く申し上げておりましたが、いまの長官の御答弁では進捗率は四四・四％と、まあ七カ年を一年ぐらゐは短縮できるんじゃないかといったような御答弁しかいたされなかったこととは、鈴木さんのおっしゃっていることは食い違っているんであって、しかしこれだけの予算をとるにも非常な努力をされていることは十分わか

りますが、二百海里時代といふとんでもない時代に入って、日本の漁業をどうするかというこの岐路に立ったときに、やはりもっともこれをふやして、七カ年をまあ五年ぐらゐに、そうしてさらに第二次の計画としてもっと大幅の計画を立てるべきじゃないかと私は思うんですが、この辺はひとつ大臣の御考えをお聞かせいただきたいと思います。

結局、七カ年二千億という、これは閣議決定なんです。これは法律に基づいて閣議決定しなければならぬのですが、その閣議決定のこの七カ年を、こういう新しい時代に入らんとすから、もっと縮めるべきじゃないかと、その第一の計画が終わって第二次の計画のときは、もっと大きな計画を打ち立てなければ、大臣のおっしゃったような栽培漁業とかそういうものが強力に推進されないと、この考えのものと、お尋ねした次第です。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私が改めてこの所信表明で申し上げたことは、当然基礎の法律があるからであります。しかしながら、二百海里時代といふような新時代を迎えまして、格段と一層大幅に予算も充実をさせ、政府の姿勢としても漁業の振興に取り組んでいくという決意の表明を重ねてしておるわけでございます。

ただいま長官からお話があったように、進捗率が五十四年度で四四・四％というようにございまして、これは計画の進捗三四％を実は大きく上回ってことしの予算はつけておるわけでありまして、大まかれば大きいほどいいに決まっておりますが、農林全体とのバランスの問題の中では、この点には大きな予算をつけておるといふことも、ひとつ御承知おきいただきたいと存じます。

なお、五十五年度予算の申請に当たりましては、御趣旨が十分反映できるように、そうして名実ともに二百海里時代を迎えて農林水産省としてはこの漁業の振興に大きく踏み出したというようにな形にしたいと、かように考えておりま

す。

○川村清一君 大臣の御考えをぜひ強力に実現させますように、強く要望しておきたいと存じます。

次に、私は、この水産業というものをわが国の食糧問題の面からひとつ検討してみたいと思っております。大臣の所信表明の中に「農林水産業は、国民生活の安全保障にとって最も基礎的な食糧の安定供給という使命を担っており」と、こううたっております。水産業も食糧産業と位置づけていらつしやる考えにつきましては敬意を表します。評価をいたします。

そこで、これを具体的に尋ねてまいりたいんですが、言うまでもなく、漁業というのは日本国民に動物性たんぱく食糧を安定的に供給することを使命とした産業でございます。動物性たんぱく食糧を供給する産業としては農業の畜産の部門があるわけでございますが、畜産と水産のたんぱく食糧の供給に寄与している割合は現在はどうなつておるのか。それから、理想的な割合について政府はどう考えているか。それから、日本人一人一日の動物性たんぱく食糧の摂取量、これは現在幾らぐらいか。将来の展望に立って、やはり欧米人と比較して若干少ない、一体理想的には日本人一人は動物性たんぱく食糧は一日どの程度摂取するようにしたいものであるといふような御考えがあれば、ひとつ説明していただきたい。

○政府委員(森重治君) 先生御承知のように、大体半分といふことがいわゆる常識的な線でございます。ただ問題は、五十二年、五十三年と全体の動物たんぱく一日当たりが、五十二年で約三十七グラムといふことと、五十二年で約三十六・九グラムでございますが、そのうち水産物が十七・五グラム、畜産物が十九・四グラムといふことで、畜産物が五二・六％、水産物は四七・四％と割合がダウンをした、また絶対量も下がったという問題があったわけでございまして。ただこの問題は、御承知のように、水産物の価格が五十二年二百海里の問題あるいは北洋の問題等々の背景で非常に暴

騰をいたしました。価格が上がって水産物の消費が離れていったという時代、しかし最近水産物の需要の絶対量もまた対前年に比べましてふえてまいっております。そういう観点も総合勘案をいたしますと、やはり水産物というのは半分あるいは半分以上日本人の食生活の中で動物たん白の重要な供給源として今後も維持されていく、またそういう努力を私どももしたいというふうにお考えをしております。

御承知のように、六十一年の見直しによりますれば、水産物、そのうちの魚貝類は二十・六グラムということ、約五一％のウエイトを占めるということで想定をいたしておるわけでございます。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕

ただ、この問題につきましては、全体の日本人の総合の摂取いたしますカロリがどういふふうに変わっていくかということ、それからその中の動物たん白の水産物の占める割合、逆に言いますと畜産物との関連、そういうものをもう一回さらに新しい時点に立って見直すという作業をたまたま続けておるわけでございます。それによりまして今後の望ましい姿というものを私どもも立てて、それに対する生産、供給体制をとってまいりたいというふうにお考えをしております。いまのところ私どもはやはり五〇％という、その半分はやはり水産物で供給していくのが一番いいのではなからうかというふうな、現時点ではそういうふうにお考えをしております。

○川村清一君 摂取する動物性たん白食糧の割合は、畜産が五〇％、水産が五〇％、フィフティ・フィフティと、これは何年も前もそんなような状態であったんですが、そこでひとつ、私勉強でまだ予算の内容をすっかり調べていないのでここで言えないのは残念ですが、農林水産省の畜産局の予算と水産庁の予算はどんなような割合になっておりますか。

○政府委員(森整治君) 農地局計上がちょっと入っておりますから、どういふふうな整理するかとございしますが、五十四年度の予算額で、畜産局

は公共を含めまして千六百十九億と相なっております。水産庁は公共も含めまして二千九百五十二億ということ、このほかに構造改善局計上の畜産局の草地改良の予算が構造改善局に計上されております。

○川村清一君 それを聞いて私も満足したんですが、実は数年前に、私これで大臣に大分文句を言ったことがあるんですが、動物性たん白食糧をフィフティ・フィフティに提供しておる水産庁の予算と畜産局の予算が、むしろ畜産局の方が多かった時代がある。こんなことがあるかと言って抗議したことがあるわけですが、いま聞くという、水産庁の方が大分多くなっております。これは多額のが当然であって、なぜかという、これは多額の漁港予算が水産庁予算の中に入るわけですから、漁港予算をとってしまつたらこれは大変バランスがとれないわけで、今度の場合は大分水産庁が多いからこれでいいと思つておる。

そこでさらにお尋ねするのは、六十一年を見直して、水産からとる動物性たん白食糧一人一日二十・六グラム、こういうふうな仮に計算をしていくと、どれだけの水産物が必要になりますか。計算したことがございますか。

○政府委員(森整治君) その計算でまいりますと、八百七十万トンということに相なるわけでございします。このほかに鯨肉十三万トンというのがございます。

○川村清一君 この八百七十万トンというものの中に、ハマチのえさやそういうもの、あるいは農業の肥料、こういうのに使つて入つておるか、入つておらんか。

○政府委員(森整治君) 食糧、食用として供するものということ、いまのハマチのえさは入つておらんか。

○川村清一君 そうしますと、現在たとえ五十年において千五十五万トンという、その中に非食糧が大体三百万トンぐらゐるでしょう。ありますね。そうすると、一千万トンから三百万トンとると七百万トン、食糧に向ける分が、そうす

ると、当然ここで不足してくるわけですね。この考え方は、食糧に八百七十万トン必要であると、こういうことは、要するに飼料、肥料、非食糧分はこれから除きますから、その分は三百万トン要するという、やっぱり一千万トン以上の漁獲がなければこれは賄えないということになりますね。

そうすると、一体この二百海里時代に入つてどういふことになるか、初め盛んに私がどんどど申し上げましたように、漁業生産量は五十年が千五百四十万トン、五十一年が千六百五十万トン、で、二百海里時代に五十二年に入つたわけですね。それでアメリカ水域は五十二年が百三十四万トン、五十二年は少し減つて百九十九万トン、これはソ連の水域に入りますと、五十一年は百三十四万トン、五十二年は四百五十五万トン、これは日ソ漁業協定によつて六月から十二月まで、しかし一月から三月までの分がこれに加わりますから、これは多くなるわけですが、しかしはっきりしているのは、五十三年は八十五万トン、五十四年は七十五万トン、こう減つた。これは先ほど私がどんどど申し上げましたように、将来というものを展望するという、減りこそすれふえることは絶対にならぬ、かように考えていくわけでありまして。

そうすれば、当然食糧としての八百七十万トンというものは、これはもう漁業生産では上げることはできないんじゃないかと、まあ上げるようにこれは努力していくというのが今度水産政策の中心になると思つて、それがやどやどとこでふやすかという、遠洋漁業は見込みがないんですから、当然日本の二百海里の中における沿岸漁業を主体とする沖合い漁業あるいは内水面漁業、これによつてその不足分を補うよりしようがないんじゃないかと、かように考へるんですが、その辺はどうですか。

そうすると、いま沿岸漁業は大体二百万トン程度ですね、この二百万トン程度のものを幾らまで引き上げることが必要かと。沖合い漁業はこれは五十年が四百四十六万トン、五十一年が四百六十

五万トン、こうなっておりますが、外国の二百海里内の漁獲量が入つておますから、それを差引くという、沖合い漁業というものは推定してどのぐらゐの量になるのか。まあしかし、ふやすとすると、さつきも言いましたように、沿岸漁業と沖合い漁業でふやすより方法がないわけですから、ふやすというためにどういふ政策を行うのか、行政を推進するのかが重大な問題になってきますが、これに対してのいわゆるお考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(森整治君) 大筋をいたしまして、いま先生が大体おっしゃつた方向であるわけでございしますが、もう少し申し上げますと、五十四年の時点ではいま先生御指摘のように、ソ連と米國合わせまして五十一年の実績に比べまして約百万トン減少をしておるわけでございします。厳密に言いますと九十九万七千トンということで、まあ百万トン、そういうことでこの大宗はスケトウが減少されたということでございます。

それに対して、最近までなお漁獲生産量は減つておりませんが、一千万トンを常に上回つてきておる。その主な原因は、逆に申しますと遠洋漁業がそれだけ減つていくにもかかわらず、なぜそれだけの生産量が維持されているかと申しますと、沖合い漁業と沿岸漁業が伸びておるからでございます。もちろんそれは養殖も含めてでございます。その大宗は今度は沖合いの中のイワシ、サバ、サンマ、そういう多獲性魚が非常に増えておるといふことの結果、一千万トン台をずっと維持している。五十一年に比べてもなおおふえておるといふような状態になっておるわけでございします。

そこで、勘定としてはそういうふうになっておるわけでございしますが、ただ、私どもとしましては、やはり需要の非常についておます。そういう漁業というものを、逆に申しますと、やはり沿岸漁業を中心にさらに生産を伸ばしていくということを考えておるわけでございまして、できる限り減つた分は沿岸で取り戻していくことを考へ

ておると。そこで、いろいろ先ほど先生が御指摘になりました沿岸漁場の整備開発事業であり栽培漁業であり、そういうものに非常に重点を置いてやってまいりたいというのを考えておるわけでございます。逆に申しますと、日本の二百海里、その中の生産を中心に今後体系を整えていくという、そういう考え方でございます。

○川村清一君 私どもも計算してみたいです。私どもの計算は、日本人が将来四十グラム採取するとして、水産は魚が減りますから畜産の方を多目にとりまして、畜産が二十一グラム、水産が十九グラムと計算いたしました。将来日本人の人口を一億二千万と考えて、そしてやっぱり非常用、備蓄用を一五%ぐらいとりましてという、どうしても七百万トン必要だという計算になる。これは水産庁の方は八百七十万トンですからずいぶん多く見ておるんですが、私どもは七百万トン。それから現在とれているものを再計算してみます。遠洋漁業は減ります。それから、この何万トンというものの中には貝類がある。養殖の貝、たとえばホタテだとかホッキとかアワビとか、こういう貝類が入っているんですが、これは貝を食うわけじゃないんです。中身だけ食うわけですから、その総量の中には貝もこれは入っているわけですから、貝をかじるわけじゃないのでその中身だけですから、貝の何万トンという中で実際食べる分は何%かということと計算いたしました。そうすると現在五百七十万トンしかない。

そうすると、七百万トンに対しては百三十三万トン足りない。その百三十三万トンをどうやってふやすか、どこでふやすかというところは、沿岸でどうしても八十万トンふやさなければならぬ、それから沖合いと内水面で五十万トンふやすという計算をわれわれはしてみたいんですが、そこで長官、ずいぶん足りないんです。これの足りない分をあなたは——とにかく遠洋はソ連とアメリカでもって百万トン減った。これは現在百万トン、しかし、これは将来ますます減るといふことははっきりしているでしょう。それから、世界じ

ゆうに出ていってとってくるやつがこれがまた減ってくるわけですね。それでなければ高いお金を出して買ってくるわけですから、輸入すればありますけれども、日本の国の生産というものはそんなふえないわけですよ。少し甘いと思うんですがね。

そこで、そのふやさなければならぬ百三十三万トン、沿岸の八十万トン、口では八十万トンと言いますけれども、八十万トンこれから沿岸でふやすというとは並み大抵なことじゃないですよ。これはどうやってふやしますか。それじゃ、私の言う八十万トンを減らしてまあ五十万トンとしてもいいです。五十万トンを沿岸でふやすためには、どういふことをしなければふえないですか。これは大変なことなんです。いま沿岸全部で二百万トンしかない。この上にさらに五十万トンふやすということはこれは容易なことではないと思ふんですが、その辺何か、こういうことをやると数量的にふやすんだという見通しありますか。ふやすんだ、ふやすんだということとはわかるけれども、今度は数量的に五十万トンどうやってふやすかというその計算ができますか、実態的に。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どももいたしましては、沿岸での生産増大にはやはり一番問題なのは、沿岸と栽培による漁場とそれから種づくり、これによっていろいろ計算をした結果がございます。これによって、大体いま申し上げましたような数字に近づきたいということで考えておる次第でございます。

○川村清一君 それじゃ、政務次官が説明されました説明書の中に具体的にいろいろ書いてあるわけですが、これでお尋ねしますが、いま次長のおっしゃった種苗センターといふんですか、栽培センターといふんですか、これをたくさん設置していただかなければならぬわけですが、私どもは、国営または県営のものが各県に一カ所はぜひ設置されなければ、たとえば養殖をやるとういふこと種苗がないといふようなことではできないから、そのくらの計画は持っていないから、いま

すか。

○政府委員(恩田幸雄君) 栽培漁業を進めるために私ども現在考えておる計画は、国はこれまで瀬戸内海の栽培センターを中心に、暖かいところの、いわゆる暖水系の種苗の大産地につきまして技術開発を進めてまいったわけでございます。が、いま先生御指摘のように、全国的に栽培漁業を促進する必要があると、冷水海、いわゆる冷たい水域におきます技術開発を行うために、すでに宮古に北日本栽培センターを設置したわけでございますが、五十四年度では、新たに九州西海岸にプリ等を対象とします事業場、それから北海道では、カニとかエビ、さらにカレイ類を中心とした事業場各一カ所を五十四年度で着手したいと考えております。さらに、そこで開発いたしました技術を実際に移すために、各県に一カ所ずつの栽培センターを置くという計画で四十八年度から実施してきておりますが、五十三年度末現在で十六県十六カ所が完成しております。さらに五十四年度では新規八カ所を取り上げ、それから継続中の十一カ所について整備事業を実施いたしました。ほぼ各県に一カ所ずつの県営センターを設置したいというふうな考えておるわけでございます。

○川村清一君 「栽培漁業を推進するための国、県の諸施設の整備を図るほか、漁業者が種苗放流、漁場管理等を一体的に行う事業を新たに実施することとしております。」と、こう書かれておるわけでありまして、いま次長がおっしゃったように、ぜひ各県に一カ所、北海道のような広いところは少なくとも三カ所か四カ所必要だと思ふんですが、各海域に、日本海に一つ、オホーツク海に一つ、あるいは太平洋に一つといったように、これはぜひ努力していただきたいと思ふます。

それから、魚礁の設置というものが大きくうたわれておるんです。そこでお聞きしたいことは、これは魚礁に反対しているわけじゃないですよ、うんとやってもらいたいんですけれども、この魚礁には相当今日までお金をかけていると思うんで

すが、その効果というものは確認されているんですか。

○政府委員(恩田幸雄君) 魚礁につきましては、従来天然礁で非常に釣りが、はえなわがよかったというところに着目して私どもこの事業を戦後始めたわけでございます。現在やはり磯つき資源、いわゆるマダイ、カレイ、メバル、カサゴ、イサキ等、こういうものは非常に魚礁についております。さらに、イワシ、アジ、サバ等の大きく回遊する魚につきましても、魚礁の上についているというところが確認されているわけでございます。この理由をいたしましては、やはり天然礁と同様に海藻、貝類が付着いたしますので、それらがそこに回遊してまいります魚のえさ場になるといふことと同時に、いわゆるそこについている魚に対して外敵になる大型の魚がございまして、こういうものが来た場合の隠れ家となるというような意味でいろいろ効果があると考えております。さらに、一部の魚種につきましては、われわれの入れました人工魚礁に産卵しているということも現在すでに見られておるわけでございます。

で、従来からやっりました比較的沿岸の並み型魚礁、大型魚礁につきましては、近距離で操業が可能であるということや、中高級魚が相当ついておって、それも安定的に生産されるということ、効果もわかっております。ただ、今度最近始めました人工魚礁という非常に大きな、これは従来の天然礁に匹敵するようなものを新しくつくろうということも充足した人工魚礁につきましては、やはりその性格もございまして、まだ期間的にも短いので、これらについては効果調査をやっておりますが、現在まだはっきりしたところは出ておりません。

○川村清一君 次に、「さらに、サケ、マス資源の計画的増大を図るため、サケ、マスふ化場など増殖施設の整備、未利用河川の開発等を推進することとしております。」と、こうおっしゃっているわけでありまして、そこで、もっと具体的にお聞きしたいんです

が、サケ・マス資源の計画的増殖、これを図るために本年の採卵計画はどのくらいなのか。将来はどのくらいまでこれを伸ばすつもりがあるのか。

それから、このサケ・マスの放流した魚の回帰率、これを上げる必要があるのですが、この回帰率を上げるためのどういう方策を考えていらっしゃるか。

それから、これは北海道の方ですが、サケ・マスに対する密漁というのが非常に多いのでありますが、これに対する取り締まりについてしっかりとやらなければならないのですが、この辺はどういうことになっておるか。

それから、未利用河川の開発を推進するという事を言われておりますが、何かちょっと新聞で見ましたが、昔サケの上った川は太平洋は千葉県ぐらいいまであるし、日本海の方は根根あたりまであったそうでありますが、その川をいわゆるきれいな川にしてこれを全部やってみるとか、そういう計画があることを新聞でちょっと拝見しましたが、そういうような考え方もあるのかどうか、これをお聞かせいただきたい。

○政府委員(恩田幸雄君) 五十四年度の計画といましては、全体で十五億三千二百万尾の放流をやりたいと考えております。将来につきましては、まだ現在検討中でございますが、さらに飛躍的に大きな数字を考えたいということでございまして、やはり現実には即しましていろいろ今後詰めてさしていただきたいと思っております。

次に、回帰率の問題でございますが、いろいろふ化場その他水産研究所を中心にサケ・マスのふ化放流技術の開発について現在研究をいたしておりますが、その中ですでに得られました実験結果から、ある程度えさをやりまして魚体を大きくして放流した場合、それも、さらにその放流する時期につきまして、いわゆる河川あるいは海において外敵がない、あるいは餌料が非常に多い時期、こういう時期をねらって放流いたしますと、非常に河川なり沿海水域での損耗が小さくなると

いう事実がはっきりいたしました。その結果、実験的に取り入れられたところ、従来一・五程度であったものが二・五程度を超えようという回帰率のアップに現在なっておりますので、さらに私どもとしては、五十四年度におきまして、先ほど申し上げました給餌飼育あるいは適期放流、さらに稚魚の海中での飼育、こういうものについて努力してまいりたいというふうに考えております。

さらに、河川の稚魚の川を下る際の支障になりましますものを除外するようなことも五十四年度予算で考えたい。それらを総合いたしまして、サケ・マスの回帰率の上昇に努力しているわけでございませう。

次に、密漁の問題でございますが、近年北海道におきまして、特に根室地区におきましてサケの密漁が目立っております。これらは高速艇によつて、夜間刺し網によつてとられておるようでございます。これに対しまして、道庁、海上保安庁、警察庁、取り締まり当局が中心になりまして、十分連携をとりつつ密漁防止のために積極的な取り締まりを現在行っている段階でございませう。

なお、昨年の十一月に北海道の海面漁業調整規則を改正いたしまして、サケの所持販売の禁止規定を設けまして、これによつてこれら関係の取り締まり当局はより強力な取り締まりができるような体制になったというふうに考えておりました。今後とも密漁防止に努めてまいりたいと考えております。

○川村清一君 ただいまおっしゃったそれらの施策を強力にやっていたら、とにもかくにも日本列島の周辺の水域二百海里の中における沿岸漁業、そして沖合漁業の生産を上げるようなことをやっていたら、先ほどから議論いたしました日本の食糧問題としても重要な問題になりますので、ひとつ大いにがんばっていただきたいと思つております。

それから、遼洋漁業における水産資源の開発、これは現在開発センターなどでやっております

が、これももつと強力をやっていたらいいことと、あるいはオキアミの漁獲、こういうようなものも、今後の問題であります。ひとつ強力を推進していただきたいことを特に要望しておきたいわけでありませう。そういうような中から、一つには食糧問題の解決、こういうようなことにひとつ骨折っていただきたい、かように要望いたします。

さらに、私は、先ほど大臣がおっしゃいました流通とか加工とか、こういう面に触れてお尋ねをしたいと思つてますが、もう時間がなくなりましたので、この辺でこの問題は一応打ち切らせていただいて、またこの次、質問の機会があれば、その他の問題について議論をさせていただきますと思つております。

そこで、最後に二点ほど大臣の意見をお聞きしたいのでありますが、一つは、韓国漁船の無謀操業についてであります。この点は、まあ大体大臣の腹のうちはこの間の予算委員会等における御答弁で承知いたしましたので、ぜひ早急にこれを解決していただきたいということを要望するわけでありませう。

そこで、この席をかりて、この韓国船無謀操業を受けておる北海道の周辺の漁村の実態だけは申し上げておきたいわけでありませう。これはもう大変な事態になつておるわけでありませう。これはオホーツク海、太平洋、そして日本海、ともどもそうでありませう。もう漁民の方々は思い詰めておるわけでありませう。いままでいふ政府にも陳情したし、政治家の皆さん方にも陳情した。しかし、もう二年、三年たつてもいまだに解決しない。もういまさら政府に頼んだらちがあかないと、自分たちのことは自分たちでやるよりしようがないと、自衛手段に訴えてやらざるを得ないというふうな思い詰めた気持ちになつておるわけでありませう。このまま推移していきますと、大変なことが起きる。

昨年十二月、北海道のある浜で漁民大会を開きまして、沖にいる韓国船を向けて海上デモをやつ

た。そして、その船に乗り上がったというふうな姿等も出まして、これはテレビで放映されたり新聞の写真なんかに出たんですが、私がこの間行つたときなどは、もうこうなつたら、やつてきたらダイナマイトでも何でもぶつけてやると。その結果、法律に触れて罪人になつた。もうそんなことは仕方ないというぐらゐの思い詰めた気持ちになつておられますので、政治に対する不信感というものはきわめて強くなつておられます。こういうふうな事情をよく承知されて、強力な大臣ですから、韓国と折衝して、早急にひとつこれを解決していただきたいということを特に申し上げたいのですが、大臣の考えを述べさせていただきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) この韓国漁船の問題につきましては、川村委員からも再々何回も要請をされております。私も事実をよく知悉をいたしておりまして、今月中に水産庁長官を派遣をして、相手の都合もございませうが、まず今月中というものをめどにして、ハイレベルの交渉に移して解決を図るというつもりでいま進めております。

○川村清一君 ぜひ御努力をお願いしたいと思います。それからもう一点なんです。こういう席でこういうことを言うのはどうかと思つてますが、実はことしは地方選挙の年でございます。もう知事選挙は十四日から始まつておるわけでございませうが、そこで漁業協同組合と選挙の関係なんです。これはお互い政治家でありまた政党内でありますから、目くじら立てて何かかかんか言つておる気はないんです。漁業協同組合なりあるいは漁業協同組合議長会議あたりでどなたかを推薦したと、その推薦した方の写真を組合の事務所の中に張つてあるというふうなことは、別段そうとやかく言う必要もございませぬけれども、これはちょっと行き過ぎておるんじゃないかと思つておる。いまこの写真をそこへ持たしてやりますので、これをぐらゐになつて大臣の御見解をお聞き

いたしたいんです。これは水協法あるいは漁業協同組合の趣旨から言ってしまうのか。——これを持っていくて下さい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私現場を見たわけじゃないからよくわかりませんが、これは法定の看板か、あるいは個人演説会でもやるための看板かよくわかりませんが、何とも申し上げられません。

○川村清一君 これは法定の看板でも演説会の看板でもないです。まあ十四日に告示されましたからもうとってしまってもいいかもしれませんが、それはずうとと張ってあったんで、それで、一つには後援会の連絡所みたいなことが書いてありますが、一つの方は何も書いてない看板を張る。もう少し場所を考えて張っていたらいいんで、すけれども、組合の入り口に、さもこの組合はこの人を推薦しているから組合員の者は皆これに入れると言わねばかりの、そう受け取られるようなものを張っておくことは、どうも私は水協法の精神から言ってもちよとと糧当を欠く、常識を欠くものでないか。

私も、先ほど言ったように、政治家でありますしお互い政党内ですから、選挙ですからそんな目くじら立ててががが言いませんけれども、ちよととこういう点は行き過ぎでないかと思えますので、水産庁のいわゆる漁業協同組合に対する行政指導という面から、ひとつこれはいいのか悪いのか考えていただきたい。もし少し行き過ぎだと思つたならば、しかるべき処置と言ふとちよとと糧当を欠くけれども、その指導機関である北海道なら北海道庁に対して、これはどうだといったようなことぐらいい言注意していただくことが至当ではないかと思えます。——いや、御返事はいいです。

それで、まだ五、六分時間があるようですが、どうせやるとまた長くなりますので、少し時間を余してこれで終わらしていただきます。いろいろありがとうございました。

○藤原房雄君 過日、大臣の所信表明があったわけ

けでございますが、各般にわたります諸問題について端的にお述べになっていらつしやる。私どもの同僚委員も農業問題それから林業問題いろいろお話しになったようでございますので、私もお伺いをいたしたいと思ひます。

大臣もこの所信表明の中で「農林水産業の健全な発展を図り、民族の苗代である農村社会の安定をもたらし、今後の農林水産行政に於て基本的な課題となつております。」といふ前段で述べられて、農林水産業を健全に発展させることが非常に重要であるというお話が各所で強調されておるわけですが、昨日からですか始まつております畜産価格の問題でございますが、今日まではどちらかという水田再編対策というふうなことで、水稲、稲作に私は心を奪われるというか、そちらの方の対策、これはもう四十三年にも過剰対策ということで減反政策がとられて、またかということ、今度は同じような轍を踏んではならないことや、どこに問題があつたのか、今後またどうしなけりやならぬかという、こういうことに非常に心を砕いていられる論議が今日まで重ねられてきたわけでありま

す。これは、何もきのうきよ起つたことでは決してないわけですが、酪農についても一つの大きな第二の食管かと言われるようなこういう問題に直面しておる。いづれにしても、農業といふのは一年や二年で増産体制や、まあ減産といひましても将来の見通しなくしてそんなことできるわけはないわけでありまして、酪農につきましても、これは生き物を相手にするわけでありまして、これは非常に慎重な配慮もなければなりませんし、それぞれの計画のもとに官民挙げて協力をしなければならぬかというところ、今日までの国の政策というのとはちよととこの減反政策、そのための転作物としていろいろものが挙げられますが、やっぱり今日まで諸外国との比較からいひまして、飲用乳及び乳製品のとり方がも

つともとあつてしかるべきだ、比較の上から酪農というものに非常に重点を置かれてきた、こういうことで今日ここに至つておるわけでありま

す。こういう中で、昨日からのいろいろ大臣の、まあ最近の大臣の発言や、また関係局長のお話等報道されておるわけですが、現在、畜産を取り巻く諸情勢について、率直にひとつ大臣はどのような所見をお持ちになつていらつしやるのか、まずそこから辺からちよととお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 畜産というても広うござんすのお話でありまして、豚もあれば、鶏もあれば、酪農もあれば、和牛もあれば、大体そんなところですよ。しかし、これはみんなそれぞれ違うわけでございます。違つておるわけですが、全体をひくくろめて概括して申し上げますと、えさというものはいまのところ非常に安い。物価狂乱時代からずうととも大幅に下がつて、しかも安定的に供給されているという面では、生産者にとってはやりやすいという一つのなにかがござ

います。それから、消費の方でございますが、消費も比較的まあ順調と言つていいのでしようね、ぐらいうような伸び方をしておる。にもかわらず、特に卵とか豚肉の生産は非常にふえて、きわめて過剰な状態になつておる。特に卵の生産調整というようなことについては、手をかえ品をかえていろいろ行政指導をしておるといふ状態でありまして、酪農の問題でございますが、これにつきましても、去年は天候の問題その他いろいろ事情がございまして、消費の伸び率よりも生産の伸び率が多いというところのために、年々計画よりも生乳の生産量というものは七%とか八%とか、まあ六、九%とかというように伸びておるわけでありま

す。したがつて、計画よりも伸び過ぎているという点は、これは一%や二%はこれは仕方ないのですが、恒常的にやっぱり七、八%ずつ計画を上回る

ということになると、全体的に狂いが実は出てくるわけでありまして。したがつて、何とかその狂いを少なくするようなことを考えていかなければならない。特に米のたぶつきも困りますが、牛乳のたぶつきはもつと保存その他の面で困る問題が実はあるわけでございます。そういうような点から見るに非常に厳しい状態であると、こう考えておるわけでありまして。

農産物は、なかなか計画どおりにいかないのは世界じゅうどこでもそうであつて、ソビエトのようにもう三十年、四十年とかいう長い社会主義制度で計画生産をやつておる国でも、でかい狂いをしよつちゅう起つておるわけでありまして。天候の問題もあるし、その他のいろいろ問題が絡んでくると。まして日本のような、計画といつてもこれは一つのガイドラインを示す程度のものでありますから、まあ多少の狂いは当然と言へば当然みたいなものでございまして、しかし狂いつつ放しで置くわけにはいきませんから、軌道修正というものも誘導政策をもつて行つていかなければならぬと、こう考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 酪農問題につきましてはまた集中的に審議をする時間をとるようでございますので、細かいことには触れず、それは後日にするといひまして、いづれにしても、当面する農業問題としては重要な課題でございますので触れておるわけですが、いま大臣のいろいろお話ございまして、確かに農業といふのは、どこの国でも生産と消費のバランスをとるといふことは非常にむづかしい。そこにその国その国のいろいろな問題があるようでありまして、早くから世界銀行のお金を入れたら、そしてまた、酪農振興といふこととに相当力を入れてきた経緯もあり、そしてまた、今日この複合経営といひますか、有機農業といふことの中、牛を飼うといふことは非常に農業経営の中で大事なこととされ、いま大臣のお話のように、まあはつきりした形のお話じゃございませんが、何らかの厳しい条件が付き

れるようなことになりまして、結局大規模化、多頭化、大型化というふうに進んでいるわけですから、零細な牛を飼っているような方々は非常に窮地に陥られる。

こういうことで、大きな規模でやっているところは大きな規模でやっているところの悩みがあるでしょう。新しい有機農業とか複合経営とか、いろんなことの中で、この多角経営の中で牛を飼っておる方、頭数は多くないわけでありまして、そういう人はそういう人なりにまた大きな打撃を受ける。大きいといいますが、まあ大きな方向転換を余儀なくされる。こういうことで、いざれにしましても、これは非常に慎重を期さなきゃならぬ重大な問題である。大臣は、もうこのほかに

るんな状況を勘案しての御発言だと思えますけれども、わが党としましては大臣にもいろいろ申し入れをいたしておりますけれども、今日までの経緯とともに、今後これからの酪農のあり方というものにつきまして、円高ということが一つの大きな要因であろうと思えますし、輸入飼料の値下がりという、これは円高のための差益というものは相当な金額に、パーセントになるわけでありまして、飼料がまた酪農に占める比率というのは非常に高いわけでありまして、しかし、最近の動向を見ますと、円もだんだん安くなりつつあることを考え合わせると、いつまでもこういう状態が続くのかどうか、非常に国際的にむずかしい問題でありますが、こういうときにこそその酪農の体質改善といえますか、ふだんにできない対策を考えるというそういう時期ではないでしょうか。

要するに、諸外国との、価格面だけではなくて、日本のこのよって来るところの酪農の弱い体質、いままでは草地も十分でなかったとか、それから飼育頭数も少なかったとか、いろんな条件があったわけでありまして、そういう中で、いま飼料が非常に安い。過日も同僚の原田委員からも山地酪農というふうなお話ございましたが、こういうときに、これは農家にとっては個々それぞれ条件は違うわけですが、おしなべてこういう

条件の中で体質強化、国際的に競争力を持つたんというところはこれはなかなか大変なことですけれども、何らかのこれは政府としてもこの機会をとらえての対策を講ずるといって、強化策を考えて、せつかくこの価格の上げ幅が、乳製品、畜産物の価格の上げ幅のことだけに終始するのじゃなくて、もっと本質的なものを真剣に考えていくべきじゃないかと私は思うんですけれども、どうでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 全く御所見のとおりでございます。したがって、政府は、かねてから酪農の合理化、近代化、大規模化、こういうものに力を入れてまいりました。日本全国の酪農の戸当たり平均頭数がすでに十五頭というふうなことになり、北海道では三十頭というのが平均でございます。これはドイツの十頭なんかに比べるとはるかに大きな頭数を持つようになりまして、ヨーロッパ諸国の水準から見れば決して小さなものじゃありません。私は、その点は、非常に短時間の間によくもこれだけうまく整備をしてきたと、こういうふうに思われるわけでありまして、したがって、北海道あたりはかなり生産性の高い酪農が行われておるといっては御承知のとおりでございます。やはり値段の問題が消費者サイドから見ればいろいろ言われることでございまして、一方農家の方は、所得がふえなきゃならぬというふうなことであります。やはり所得をふやすためには、値段を上げるか生産性を高めるか、二つでございまして、これはなかなか値段はそう思うように上げられないということになれば、生産性を高めるという方向に一層の力を入れていかなければならぬわけでありまして、今後とも政府といたしましては、そのような方向でいろいろな助成策は講じてまいりたいと考えております。

ただ、非常に生産性も高くなつてはおりますが、非常に短い年限の間で大きな投資をしておりますから、借金があるというところは事実であります。何十年とか何百年とか、そういう期間の間に発達したものでなくて、もう本当に十五年か二十

年の間でそういうふうにしたわけですから、たくさんのお金をしてその借金はありますというふうなことで、借金があるから金繰りが苦しいということでは言えるだろうと思えます。しかしながら、実質的な内容はかなりよくなつておる、純益も実はふえておるといふのも事実でございますから、これをそういう形で今後とも伸ばしていくようにしたいと思っております。

○藤原房雄君 これは円高で飼料が安くなったというところで、濃厚飼料をたくさん投入する。それで一頭当たりの乳量が増えたといいこともありますが、いろいろなことが生産量の増大ということには絡んでおることだろうと思えます。これはまあ一時的なもので、経済変動に伴うわけでありまして、これはもういま大臣のおっしゃるような本質的な問題もひとつお考えいただきたい。私も、さつき大臣おっしゃった非常に短期間に多頭化、大型化が進んだという、私もしよつちゅう北海道に行つて、この前も行って、もう行くたびに変わつておるのでびびりしておるんですけれども、しかし、表面上を見ますと、非常にりつぱになつておる反面では、いま大臣のおっしゃるように多額の借金、これも長い資金ですと四十年、五十年というやつでやっていますから、年次計画でやっていますので、乳価が変動するということになりますと、これはある資金でやるわけでありまして、減反のときに開田した農家の方々が大変苦しんだと同じように、二世世代ぐらいにわたらななきゃならないような酪農、このいろんな考え方、これはやっぱり大変な負担になつており、国の政策の中に乗つかつて一生懸命がんばつておるわけですね。

こういうことで、ぜひそこあたりの効率化というか、合理化といいますが、価格に偏らない、よりこの体質的なものについての本質的な問題についての対策の推進をひとつしていただきたい、こう要望をいたす次第であります。

さて、この消費のことでございまして、お米にについては新米を混入して、最近食糧庁長官の何か

新しい新米を混入する率が六割か七割になつたら非常に伸び率がどうこうというふうな新聞報道もされておるようでありまして、生乳も確かにデータを見ますと、着実な伸び率であることには間違いないと思えます。まあ欧米の方々は私どもの食生活というのは根本的に違つておるから、欧米の方々がどれだけ云々という、こういう比較だけでは言えないと思えますけれども、ただ流通面とか今後やっぱり考えなければならぬことがたくさんあるんじゃないかと私は思います。

四、五年前になりまして、予算委員会、北海道のあの根釧原野の新鮮な牛乳を首都圏に持つてくる方法はないかということで、江崎自治大臣が開発庁長官のときにお話し申し上げたことがあるんですが、いろいろ検討しましたということがあつて、フェリーで持つてくるにしまして、すけれども、フェリーで持つてくるにしまして、も、持つてくるときははいけれど帰りに空ではどうにもならぬということ、なかなかかむずかしいものですというお話ございました。

せつかく新鮮な生乳がありながら、最近では学校給食とかいふんなことで改善はされつつあるのが現状でありますけれども、やっぱり一つの生産体制というものが確立している反面では、消費というものが決まればこれはおろそかにできないことであり、今日までではどちらかという生産設備、生産体制、生産計画という、こちらには非常に重点は置かれてきておるんですが、消費は業者任せと

いいますか、
〔委員長退席、理事青井政美君着席〕
どちらかという業界筋でいろいろ工夫してやっているようにすけれども、これは一時的な過渡的なことなのか、生産量が非常に高かつたというふうなことは、これはもう少したつてみなければわからぬことかもしませんが、消費拡大という生乳を初めといたしましての問題についても、生産体制の強化ということとともに、政府としても忘れてはならないことだろうと思えます。今後についてもいろいろお考えがあるかと思えますけれども、その辺のことについて

て大臣はどうお考えになっていらっしゃるか、お伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 牛乳及び乳製品の需要関係でございますが、これはほかの農産物と異なりまして、といいますが、これは対比される米を念頭に置いておるわけでございますが、年々安定的に需要はふえておられます。飲用牛乳で見ますといふと五十一年度は対前年二・二%、五十二年度は五・三%、五十三年度は二・七%というようにふえておるわけでございます。ただ、先ほど大臣から申し上げましたように、生産の伸びはこれをさらに大きく上回るといふようなことで、ここ三年ほど需給のバランスが崩れた状態が続いております。

そこで、この調整を図るためには、生産面で需要を配慮しながら、そこは抑制を図っていくということも必要でございますが、いま先生御指摘のように、需要の拡大を図ることと同時に、またもつと必要なことであろうかと考えます。

そこで、需要拡大については、もちろん当事者の自主的な努力が一番ベースになるものではございますが、そういったものを助長するため、国におきまして、これは昨年初めてそういう予算をつけたわけでございますが、需要拡大奨励のための予算約一億円、それをこしは二億五千万円に増額いたしております。そのほかに畜産振興事業団から昨年は一億五千万円、本年は三億円の助成をいたすというところで、そういう公的な予算が五億五千万円用意されております。これに對しまして業界が同額あるいはそれ以上負担するというところで、本腰を入れて消費拡大を図るといふ体制になつてまいっております。

従来、生産者、それからメーカー、販売店の間でとかく足並みのそろわなかつた点もあるわけでございまして、最近、全国牛乳普及協会というような大同団結した組織もできてきて、いま申し上げましたような牛乳の消費拡大について本格的に取り組もうというところになつておるわけでございます。単に新聞やテレビでPR、広告するといふ

ようなことだけでなしに、実質的に学校給食その他いろいろな場面にどういふところに具体的にその売り込みを図っていくか、牛乳の本来の栄養価値、健康上非常に重要な食品であるといふことの理解をさらに深めて、これを推進していくということに努力しているところでございます。

○藤原房雄君 先ほどちよつと私も申し上げたんですが、やはりさつき大臣のいろいろなお話を聞きました。多頭化それから大型化にだんだん進んでおるといふそういう一面と、本州におきます複合的な農業の中での有畜農業といふことも、こういう形のももこれは決してネグレクトするやうなことがあつてはならぬ、こういうことで、今後の農業のあり方として今日までもいろいろな議論があつたわけでございます。そういう点もぜひ念頭に入れて、慎重な価格の設定については御配慮いただきたいと思います。消費についてもぜひいろいろやつておられるぞというお話のようでもあります。私からすると、確かにそういう取り組みはありますが、それは事実ですけれど、大型大臣というので、もう少しひとつ何と、大型大臣か、奇抜と言つてもすけれども、農業はこういう非常にむずかしい環境の中ではありませんか、思い切つた施策をひとつ要望したいと思つたのです。

(理事青井政美君退席、委員長着席)

大臣の所信表明の中にも、非常にいま農林水産が厳しい環境にあるといふことを前提にいたしまして「農林水産業や関連産業に携わる人々が政府の施策と相まって、それぞれその従事する分野において体質の強化と総合的な自給力の向上に努めれば、将来に十分夢と希望を持つことができる」と考へるのであります。という、非常に農林漁業に携わる方々には涙の出るような力強いお話があるんであります。こういう心の上になつて農政に、このたびのこういう問題について、条件は非常に厳しいですけれどもやつていこうという大臣でありますから、私どももいろいろな事情についてはお話しするとともに、ぜひこの心を忘れずに今後の問題について対処してもらいたい、こう思つたので

す。ひとつ所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私がそういうことを申し上げましたのは、確かに日本ではいろいろな厳しい条件がございます。国土が狭いとか、一番問題はそれでしょうか。しかしながら、日本という国は一億一千万の人がおつて、そうしてその消費者が非常に豊かなのです。インドに食物がほとんど売れるかといつたら、五億人もおつても購買力がないわけですが、日本の消費者は購買力を持つておる。したがつて、日本という国は世界有数の農産物の市場であることは間違いないのです。そのすぐ至近距離の、一番近いところに日本の農業とか日本の酪農というものがあるわけですから。ただ問題は、先ほどのような土地条件が狭いという決定的な問題がございます。しかし、すでに北海道のごときは酪農ではもうヨーロッパ水準を私は追いついておると思つたので、実際のところは、やはり方です。内地においてもいろいろなやり方をやつて、すでに内鶏のようなものも世界的水準になつておるわけですね。豚も世界的水準にちよつと近いところまで現在おつておるということ、耕種農業が一番おつておるわけでございまして、農林水産部は今後行うことによつてやつていけば、工夫の仕方では日本の農業という産業は決して暗くないといふことを申し上げたわけでございまして、したがつて、その手段方法については、政府が直接やるわけじゃございませんから、やはり農業者が直接生産活動に従事される。したがつて、その事態の認識について、どういふふうなやり方が一番いいかといふことは、政府と生産者がよく話し合ひすればおのずから方法はあるはずであつて、それに向かつて助成をすれば効果的なこれはもう助成の値打ちが出てくるというところなので、そういうふうなことで、事態の認識について一致した考えを持つようになつて話し合ひをしていけば、今後とも積極的に農業の近代化を図っていく、それから、あなたのいまおっしゃつたように、山地酪農とか大型化だけがそうじゃないよ、や

ぱりではこの土地があつて大型化したくたつてできないところもあるんじゃないかと。そういうようなところは案外に土地の値段が安いとか、またいい点もあるわけなんです。したがつて、そういうような複合経営という問題も、これは家族農業という日本の特殊性から見ても非常に重要でありまして、そういうことも有効に生かしていきうようにならぬような組み合わせをとつてまいりたい、かように考へております。

○藤原房雄君 最初いろいろお話しいたしましたのが、そういうことでぜひひとつこの機会に、価格だけをいじるといふか、価格だけのことじゃなくして、総合的なひとつ慎重な検討をしようといふことで進めていただきたい、こういうことでございます。

さて、時間もございせんから、次に漁業関係のことについてお伺いしたいと思います。今月の十九日からモスクワで日ソ漁業委員会ですが、これは昨年四月に締結された日ソ漁業協力協定に基づいてこの話し合ひが進むわけですね。ここでは北西太平洋のサケ・マス漁獲許容量、こういうものを基礎に資料等いろいろ論議になるのだからと思ひますが、そうした上になつて日ソサケ・マス政府間交渉、これは三月の下旬行われるように聞き及んでおるわけであります。このサケ・マスの交渉につきまして、ことしは、これは予算委員会やまた当委員会でもいろいろ議論のあつたところでありまして、今回は、何といひましたら三十年、四十年続いたソ連の漁業大臣がかわつた。日本の大臣もかわつた。しかも、日本の大臣は、いまお話のありましたように、漁民には非常に温かいお心の方だと思つたのですが、ソ連の漁業大臣は科学主義を尊重する、また合利主義者だとか、こう言われております。これからの交渉でありますけれども、いずれにしても、非常に厳しい条件の中にあるといふことが言われておるわけでありまして、年々漁獲量と漁業水域といふものが減少の一途をたどつておる今日、漁民がこの三月の下旬始まるであります。日ソサケ・マス

重点項目として取り扱ってまいりたいというふう
に思っておるわけでございます。

○藤原房雄君 それじゃ、時間が参りましたので
これで終わりますが、大臣、いまお話しいろいろ
いたしましたように、酪農、それから水産、特に
水産問題については、ことしは胸を張ってという
か、相当予算がついたわけですけれども、これは
大臣の實力もあつたかもしれませんけれども、や
っぱり時の要請ということが非常に大きなウエー
トであつたらうと思つて、そこへ實力大臣がい
らっしゃつたということなにかもしませんが、
いずれにしても、いま長官のお話にごさいま
したように、漁港一つとりまして非常にむずか
しい問題を抱えておられます、効率的な投下とい
いますか、こういう判断に迫られるようなことが
いろいろございます。

ぜひひとつ、水産業の発展のために、発展とい
いますか、こういうこの予算案ですね、いままでは
どちらかという、農林予算の中で漁業関係の
水産予算がどれだけ占めるかというようなことが
よく言われておつたわけですが、そういうことで
はなくして、現在のこの二百海里という新しい時
代を迎えたその中で、これから漁業振興のために
という今回のやつをベースとして、これから逐次
ひとつ上積みをし、そしてまたかさ上げをし、そ
して漁業振興のためにしっかりと取り組んで
いただきたい、こう私は心から大臣に要望し、そ
して先ほど来非常にバラ色のお話が大の所信表
明の中にあつたわけですが、これの実現の
ためにがんばつてもらいたいと思つていますが、い
かがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御激励を賜りまして
ありがとうございます。今後ともよろしくお願
い申し上げます。

○下田京子君 前回は農政の基本的なことにつ
いてお尋ねしまして、きょうは個別的なことでお願
いしたいと思います。

第一番目に、今後の農業の問題で地域的な農業
ということをよく言われるわけですが、地

域特産物と言われて全国民に愛され、また食べら
れているコンニャク問題なんです。これはまた、
世界の人々の中で日本国民しか食べてない。しか
し、東南アジア等ではもうそれは野生であるわけ
で、しかし国内にあっては、一方消費との絡みで
これまただぶつきで、生産者も山間地帯の耕
作者が大変多いだけに、これからの成り行きにつ
いて心配をしているわけですね。そういったやさ
きに、これはもう新聞報道されておりますけれど
も、コンニャク密輸問題が騒がれました。生産者
は大変心を痛めまして、すでに農水省の方にも陳
情等があつたことと思つて。

で、まずその点で大蔵省の方にお尋ねしたいわ
けなんですけれども、見えていますか。
○理事(山内一郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(山内一郎君) 速記をつけて。
○下田京子君 質問に入る前に、いま五分ほど中
断されたので、委員長を通じて事務当局に、各関
係省庁が質問に応じられる時間に前もつてお入り
いただけるように、注意をまずお願いしておき
たいと思つて。

○理事(山内一郎君) 大蔵省に申し上げますけれ
ども、時間より早まる場合もあります。きちんと
出席するように、今後注意してください。
○説明員(奥田裕君) 申しわけございませんでし
た。今後注意いたします。
○下田京子君 質問を続けますが、コンニャクの
密輸問題につきまして新聞ですでに報道されてお
りますけれども、一月の九日、横浜税関にいわゆ
る二三〇六番という番号でタピオカウエスト、い
わゆる動物用の飼料として揚がった、税率なし、
価格が九十七万四千五百円、その中に五一%のコン
ニャクの精粉が入つていたということが報道さ
れております。このことにつきまして、現在大蔵
省として、この横浜税関だけでなく、神戸港でも
こういった例があつたかというのではないかと、その他
のルートではどうだろうかということについてい
ろいろと世論が沸いているわけですが、現時点で

どのような件を把握されておりますか、簡単に結
構ですから御説明いただきたいと思つて。

○説明員(奥田裕君) お答えいたします。
先生のおっしゃいましたように、新聞報道です
でに報道されてございますが、本年の一月九日、
横浜税関に佐藤某からタピオカウエスト、これは
動物飼料用でございますが、輸入申告されたこと
その中にコンニャク精粉が約十三トン入つてお
つた。このコンニャク精粉は現在輸入制限貨物で
ございまして、輸入することができないものでござ
いまして、これを密輸しようとした。
で、ほかのルートはあるのかということござ
いまして、現在横浜税関におきましてその他の余
罪というものを検討、調査いたしております。
で、一件、名古屋税関—名古屋港から陸揚げい
たしまして、本年一月の中旬保税運送の上、横浜
港へ保税運送されたもの、これが先ほどの密輸形
態と同じものであるということが発見されまし
た。この前者のものにつきましては、すでに二月
の十七日をもちまして検査当局の方へ告発をいた
しております。そして、名古屋から横浜へ着いた
もの、これにつきましては、二月二十四日付をも
ちまして告発をしております。で、ほかの余罪
も、現在調査を進行しております。
○下田京子君 すでに新聞発表されていた横浜税
関のほかに、名古屋税関、いわゆる神戸港でも揚
がったと。二件ともこれは告発しているというお
話だつたと思うんですが、これについて法務省の
方で現在この告発を受けてどういう捜査が進めら
れているか、お答えいただきたいと思つて。

○説明員(佐藤道夫君) ただいまお尋ねの事件に
つきましては、ただいま大蔵当局の方から御紹
介がありましたとおり、二月十七日付をもちまし
て横浜税関から横浜地方検察庁に對し告発がなさ
れております。現在横浜地検におきまして鋭意
捜査中でございます。罪名は関税法違反というこ
とで、事案の内容は、いろいろ話に出ております
タピオカウエストの中にコンニャクの粉を混入し
て、これをわが國に輸入しようとしたという事案

でございます。
○下田京子君 そこで大臣にお尋ねしたいわけな
んですけれども、ただいまお聞きのとおり、コン
ニャク精粉については、これは非自由化品目であ
りまして、動物用飼料というふうで約半分を
超えるものが混入されたかという、その発
端になつてのがコンニャク生産地第一の群馬
県で、鶴田という社長さん、その方の下で働いて
いる方がインドネシアに行かれて、それでそのイ
ンドネシアでもって鶴田社長から二百万円から受
け取つて密輸のために働いたという経緯なんです
ね。こういうことで、群馬県の下仁田の皆さん方
が、これは農林水産省の方にも行つていと思
うんですけれども、私の部屋にも陳情に見えまし
て、こうしたコンニャク粉の密輸の絶滅対策を講
じてほしいということを一つ言われております。
それから二つ目には、密輸されたコンニャク粉は
廃棄処分していただきたい、こういう陳情をさ
れていろいろございます。

この二件に對しまして、大臣といたしまして、
年々いわゆるコンニャクについての生産、栽培の
規模を割つてもそれがだぶついているということ
で抑えているという絡みの中で、こういう野生
の、インドネシアから密輸という形態で入つて
きたものに対して、毅然たる態度で臨んでほしいわ
けなんですけれども、この二点について大臣の御
所見をお願いいたします。
○国務大臣(渡辺美智雄君) 大変遺憾なことでご
ざいます。廃棄処分の問題は、所管省は法務省に
なると思つて、私どももいたしましては、市
場に出回ることが需給上問題がありますから、そ
のことのほかに、関係当局に要望してまいりたい
と思つております。

○下田京子君 所管が違つても、せんだつて私の
方でもお尋ねしましたら、I Q物資であるコンニ
ャク粉の密輸であるだけに、所管の農林水産大
臣、農林水産省の御意見を承りながらその処分等
について考えたいというお話ですから、密輸のこ

ンニヤクが市場に出回るといふことになりま
す、これは大変なことになりますので、いまの御
決意でぜひ対処していただきたい。

それからもう一つは、こういう密輸がされない
ように、野放しにされないように、コンニヤク粉
の混入された物資も含めて、コンニヤクの精粉
も、両方とも今後ともいわゆる自由化されないよ
うに、特に密輸等が起きないように、農林水産省
としても、大臣としまして、よく関係省庁と話
し合いの上対応していただきたいと思うのです
が、この点いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そのように対処して
まいります。

○下田京子君 最後に、この密輸問題について大
蔵省に伺いたい点なのですが、余罪等も含めてま
たいろいろと調査をしているとお話でしたけ
れども、監視体制といえますでしょうか、こうい
ったことについて、これからどういう決意で臨ま
れるか、御意見を伺お聞かせください。

○説明員(奥田裕吉君) 今回の手口につきましては
は、すでに各税関に通報済みでございます。目
下重点的な検査対象にしておる次第でございま
す。で、コンニヤク精粉に限らず、輸入が規制さ
れておるような物品の不正輸入というものにつ
きましては、今後とも一層の情報収集に努めてま
し、厳正に対処してまいりたい、このように考
えております。

○下田京子君 次に、コンニヤクの生産全体にか
かわる問題なのですが、特に価格問題等について
お尋ねしたいと思います。

日本こんにやく協会の中に、現在一応コンニヤ
クを生産者価格安定のそういう制度があるわけ
ですけれども、これはかつてコンニヤクが輸入さ
れていたときの利益によって賄われていた。現
在は、積み立てられている四億円からなるその利
子、あるいはその他の事業収入等で賄われている
ということ、かつてのコンニヤク価格の大暴落
のときにも、この価格制度そのものは全く働か
なかったということは、御承知のとおりであると

うんです。このことにつきまして、この日本こんに
やく協会など、現在曲がりなりにもあるこの価
格保証制度、これを十分に発揮できるような形
で、農林水産省としてのそういう対応は考えられ
ないかどうかという点なんです。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話
でございますように、財団法人日本こんにやく協会
ここにおきましてコンニヤク原料安定価格とい
うようなものを上位価格は幾ら、下位価格は幾ら
というふうなように決めて、この安定価格の中に原料
価格がはまるように操作をしていくということ
を、協会の一つの仕事としてやっておるわけ
でございます。

ただ問題は、こんにやく協会は、最近では実は
コンニヤクが国内的には過剰な状態にあること
でございまして、輸入割り当てを五十年以降
でございまして、やや財政的な面で協会の十分
な安定帯などございまして、現在はこの安定帯
の中に価格はございまして、そういうふうな
で、現在の段階では、この安定帯の価格を突破
するということもございまして、これは
いまいちどうこうという感じを持っておりま
す。

それから、やはりこの安定帯をつくるという
のを協会でやっておりますが、やはり基本的には
何を進めていくかというのが、消費に見合った
生産、これをやっていくというのが、一番や
り中心である、こう思っております。したが
りまして、五十年から需給安定対策会議とい
うものを、このこんにやく協会が中心にな
る、関係の者をメンバーにしてやってお
るわけでございます。そういうこと、現在
やっておりますので、この果を見守って
いきたい、現在の考えでございます。

○下田京子君 現在は安定帯の中におさま
るわけですけれども、かつて機能が全く働か
なかったということは事実であります。そうい
うことでありまして、農林水産省もこれは認
められております日本こんにやく協会の協
業業務方法書等の中にあるわけですから、こ
れらの機能が働くようないかなるもので
あるか、山間地帯の農業が進展できるよ
うな方向で価格保証問題も考えてほしいと
いう要望でございます。

これにつきましては、福島県の例なんです
けれども、すでに昨年の九月県議会におい
て請願書が出されました。この請願書が
県議会、全会一致でもって採択されてい
るという経緯もございまして、いまお話し
になりましたけれども、コンニヤク生産流
通安定対策事業、こういう事業の中で、関
係する県がそれぞれに、流通問題から
生産問題から技術指導問題から消費問題
から含めて、いろいろと研究されているわけ
です。しかしながら、ある一定の生産の見
通しとあわせて、地域的な形で農業が安
定できるようなこと、その地域で、ひ
なれば、地域特産物であるから、その地
域で、野菜のようなかっこうでもって
価格保証制度を考へてみようというふう
な方向が出てくれば、そういうこと、関
係生産者の皆さんの御意見であるわけ
です。

特にこのことにつきましては、私は、日本
で第二位の生産地の福島県で、具体的
な町名を挙げますと、中心地でありま
す福島市でも、この政府の事業を受け
まして、コンニヤクイモの原種園の設
置事業なんかもやられていたり、大
麦生産意欲を持つて取り組んでいる
わけなんです。それから、南の方なん
でございまして、全くこれは山間地帯
でコンニヤクに頼つて暮らしているとい
う地域ですけれども、塙町であるとか
矢祭だとか棚倉だとかいうふうなところ
を回りますと、皆さん口をそろえて、こ
ういったことについてぜひ研究して
ほしいと、こういうことを言われていた
わけなんです。

○下田京子君 大臣、これは御答弁を最後
にいたしたいのです。いまのお話で、研究
課題に入れたがら、ただ見守るだけでな
く、実際にいろいろと生産者なりまた農協
なり、関係する方々が

こういふ点について、いまいちどうい
うことにもならないと思っております。せ
び生産流通安定対策事業費等々の中
で、関係する十二県、また中央団体の
中から、今話に出てくる問題でありま
すから、こういったことが今後具体的な
検討課題となつて実を結ぶ方向で援助
いただきたい、これは大臣に御答弁
いただきたいと思つております。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生
からお話でございますように、福島県
あるいは長野県等におきまして、農協
の共販といふものを強く進めてい
くこと、農協の方もテコ入れをいた
しましてやっております。県の方も
テコ入れをいたしましてやっております。
福島県ではこの共販率が四十年当時
二〇%、これが五十二年度には五二%
ということ、非常に効果が上がつて
おるといふことは聞き及んでおるわけ
でございます。ただ問題は、先ほども
申し上げましたように、コンニヤク
生産流通安定対策事業というこの中
で、先ほど申し上げましたような日本
こんにやく協会が中心になつて需給
安定会議を持つ、これもいろいろ
コンニヤクの需給について問題があ
るといふことで、五十三年度から
スタートしたばかりでございます。
したがらして、その辺の推移とい
いますか、この効果というものが十分
見守つていきたいというふうな
こと、いろいろな国がテコ入れを
する、策といふことで、いろいろな
国がテコ入れをする、策といふこと
で、いろいろな国がテコ入れをする、
策といふことで、いろいろな国が
テコ入れをする、策といふこと

○下田京子君 大臣、これは御答弁を
最後にいたしたいのです。いまのお話
で、研究課題に入れたがら、ただ見
守るだけでなく、実際にいろいろと
生産者なりまた農協なり、関係する
方々が

か計画生産は、むしろないがしろに
する、いろいろな話になりますと、こ
れ事志とも違ふことになりま
す。いまのやっておりますのを見守
りながら、今後の研究課題とい
いますか、そういうこと、検討さ
せていただきたい、かように思
います。

まじめに苦勞し考えているわけですね。特に具体的に申し上げますと、さつき申しました福島県の中

も、コンニャク生産が非常に多い矢祭町というところなんですけれども、共販体制、共販率が昭和四十三年は五〇％でした。ところが、五十二年では九〇％まで拡大してきました。価格安定という

前掲で、やはり共販ということも考えているというところで、みずから努力している。しかも、山間地帯の農業であるだけに、コンニャクが生産される前の八月時点でお盆のお金にということ

前渡し金みたいなお金を出すわけです。さらには十二月になりますと、仮渡し金といって年越しのお金も出すわけです。それから翌年の五月になりますと、これは仮清算をするわけです。コンニャク年度は十一月から十月ですから、最後の十月になると、全体での市況がありますから、その市況を見て差額、本払いというところで清算払いをするわけです。こういうふうなことでいろいろ苦勞しているのですが、金利がかかるだとか、倉敷料がかかるだとかということでの苦勞話もいろいろ聞かれました。

ですから、ただ見守るというだけでなく、せめてもいま五十三年度から出発したこの生産流通の安定対策事業、こういう事業の中にいろいろなメニュー方式でもいろいろのものを具体的に検討課題として取り入れながら、かつ地域農業の発展という方向でこういう価格問題について御検討いただけるかどうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、いま二瓶局長が言ったようなことが一番いいのじゃないかと思えますね。私がいまここで結論を出すとか別の結論がすぐ出ちゃいますから、ですから、これはやはりもう少し検討をしてみたい方がい

○下田京子君 大臣も検討するということが、後退した検討じゃ困りますので、ぜひそういう実態を踏まえて研究するという方向で検討いただけるのだと理解してよろしいですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういうことも含めて検討します。

○下田京子君 大変むずかしい問題だとは思いますが、この点は重ねて要求をしておきたいと思えます。お願いしておきます。

それから次に移りたいと思えますけれども、畜産物価格問題と全体的なこれからの畜産農業のあり方は別途また集中的な質問でお願いをすることにいたしました。きょうは鶏卵生産についてお尋ねしたいと思えます。

現在、鶏卵の価格の低迷が非常に長いこと続いているのは、大臣も御承知のとおりだと思えます。特に昨年の場合には、一昨年対比で約二〇％も落ち込んでいて、キログラム当たり二百四十二円、ことしに入りましてから二百四前後というの

の長いこと続いて、またちょっと最近はやや直すという傾向でありますけれども、やっぱり物価の中では卵は優等生、しかし鶏卵農家は大変苦勞をしていて、なげこのように卵の価格の低迷が点について、なぜこのように卵の価格の低迷が続くかという点については、大臣は去る二月の十七日に衆議院の予算委員会、卵価格の低迷は何

七日にも過剰生産にあると、だから何よりも生産調整を最優先的にやってほしい、こういうふうなお話をされてきたかと思うわけです。私、全くこの御指摘は正しいかと思うわけでも、ただこの生産調整を最優先にやってほしいということはいまに始まったことではないと思えます。四十七年からそれが出され、四十九年にはこれらが三局長通達でも出て出されているわけですね。にもかかわらず、生産調整がその効果を見ないで増羽の傾向がまだ続いている。このことについて大臣はどうお考えになるんでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは非常にみんなが困ることですから、全体で話し合いで生産調整をやろうというのだから、それにみんな従ってくださいますよ、そういうことで町村ごと協議会とかいろいろなものをつくってやってやる、ところがそれに従わない者がどうもいるらしい、そういう

のは調べて、たとえば何かぶちめる方法——ぶちめると言っちゃちょっと語弊がありますが、何かうまい方法はないかということで、たとえば近代化資金を貸さないか、あるいは農林公庫は金を貸さぬとか、あるいはいろいろそのほかの卵価の協議会、そういうところから外すとか、いろいろなことをやっておられるけれども、いかに聞いているのです。何かうまい手はないかと思

て、私も実は首をかしげているのですが、日本も法治国家ですから法律以外のことはできませんけれども、そういうような不心得で自分さえよければ人はどうなってもいいというふうな者については、何かうまい知恵があったら後でこっそり教えてもらえばやりますから、ひとつ教えていただきたい。

○下田京子君 まじめにそういう減羽調整といいますが、にべもないやみ増羽をしている者について、何かいい方法があったらこっそり教えてくれというのですが、こっそりではなくて、またお願いしたいと思えますけれども、無断増羽をして

いる人たちがどういふ人かということなんです。ここが国会でも大変衆議院の中で議論になったところなんですけれども、これは大臣も御承知だと思えますが、全国鶏卵供給調整協議会の資料によりますと、五十三年の十一月時点でもって一千羽以上のいわゆる養鶏農家といたしまして、それが一万五千八百六戸あるわけですね。ところが、その中で無断増羽している農家がどのくらいかというのを百五十戸、全体の中で一％です。ここが大事だと思えます。あと九十九％の人たちは、まじめにみんな生きていこうというところでもって行政指導にもいろいろ従っている、みずからも努力しているということが明らかですね。

それじゃ、この一％に当たる中でも特に悪質なのはどこなのかということなんです。これについては全国養鶏会議等々でも出されておりますけれども、イセグループと言われるところ、ところが昨年の六月時点で百九十万羽、それからタケク

マグループが約三十五万羽、こういうやみ増羽をしている、これはもうすでに明らかどころです。これは供給調整協議会の資料によりますと、五十二年五月時点の全体のそのやみ増羽の羽数がどのくらいかというところ、四百四十万羽、五十二年の十一月の調査結果によると三百八十五万羽です。何とイセグループとタケクマグループと二つのグループだけで全国のやみ増羽の半分を勝手にやっています。

ですから、ここで私は大事なことは、いままで言われていたように、一般的な生産調整ではだめだということ、それから一般的ないわゆる生産過剰問題ではないんだ、このところが私は今後の対策として大事な点ではないかと思うんですけれども、その点について大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) よくわかりました。○下田京子君 よくわかったということなんですけれども、大臣にわかっていただいても、実際にはこういって人たちのやみ増羽が規制できないわけですね。法治国家だから本当に何にも手が打てないのか、そのところが大事な点だと思えます。

調査時期のずれだとかあるいは正確さだとかいって、一定の羽数の違いはあったにしても、どこがどういう形でやっているかというのには明確になってきているわけなんです。だから、指導も個別に具体的にやらなければならないんじゃないか、こう思うわけなんです。

さらに続けていきますと、需給調整協議会等いろいろなやられていると言いますけれども、茨城県の場合は、県の担当者が言っていましたけれども、減羽計画を出すようにと、こう文書や何かで連絡をしたが、返事があつたのはたつた一戸だということなんです。あとは全然もう返事もなし、幾ら連絡したって、私はそういう生産調整反対ですよというふうなことで何ら従わないという状況であるわけなんです。

しかも、また戻りますけれども、宮城県の場合は、私驚いたんですけれども、衆議院の国会でも大変議論になりました色麻農場です。色麻農場は、減羽計画が出される指導がされる時には二十四万羽であつたと思つて、凍結羽数は二十万羽、実際に昨年国会で議論になつていまして、どのくらい羽数だつたかと言つて、これが九十六万七千羽なんです。しかし、国会で議論になつている——共産党の津川代議士が質問しているときには局長何と答えていたかと言つて、色麻農場は八十三万五千羽でございます、こう言つておるんです。ところが、国会で議論になつていられる時期に、実態はどうかと言つて九十六万七千羽だつた、これがやみ増羽の実態なんです。そして、九十六万七千羽を基礎にして、今後三年間でもって二十五万六千羽の減羽をいたしますよ、こういう話なんです。これではやみ増羽やり得とどういふ話になつてしまふのではないでしょう。どうでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 四十七年、それから特に四十九年以降はつきりした生産調整を行う、四十九年現在の羽数で凍結するというところで生産調整を行つてまいつているところでございます。全体を通じては、確かに一部の違反はありました

が、かなりよく守られている。そうした結果、鶏卵価格も比較的安定しておつたのでございませうが、昨年の初めごろから特にえき価格が安くなつたというふうなことも反映されてか、生産意欲を刺激して全体の生産も伸びると、それから中で違反者のやみ増羽もふえるといつたような事態が見られたと思つてます。

○下田京子君 局長、それで結構です。せつかくの御答弁でありますけれども、時間がありませぬので失礼させていただきます。私は実態は一般的なことでないんだということでは、私に話を進めてきています。ですから、指導が具体的にでならぬやみ増羽はないと、それからやみ増羽をしていられる者がだれかということが明らかなんだということをお言ひなす。

大臣、以下お尋ねしたい点は、茨城県の小川町の例なんですけれども、これは特にひどいのがイセグループの中で与沢農場というところを筆頭に、直営農場やあるいは契約農場といういろいろあるわけなんですけれども、この中で森林法違反、これがはつきりしたんです。そこで、まず尋ねたいのは、これは局長に御答弁いただきたいんですが、与沢農場はイセグループの直営農場です。

○政府委員(杉山克己君) そのとおりでございます。○下田京子君 このイセグループの直営農場である与沢農場、この与沢農場が実際にどういふ形でもつて森林開発、いわゆる森林法違反の養鶏場造成をやつていたかということなんです。これは森林法違反ではないかと思つたのが、この九月五日付の日本農業新聞なんです。この新聞によりまして、「やみ増羽 基地と林に隠れて」と、これを見ましてどうもこれは何かがあるのではないだろうか、こう感じました。それで、十一月九日に私調査に行きました。その調査に行つたときに県当局に、どうも森林法違反らしい、調べてみてくれないうち、こう尋ねたんですが、農林水産省の方でこの森林法違反について、いつの時点

で把握していますでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま御指摘の箇所につきまして、御存じのとおり、森林の開発許可制度は知事に権限を機関委任をいたしてございませう。したがういふ、それぞれの知事がやっておりますわけでございませうが、茨城県からの報告によりまして、五十三年の十一月十三日に県と小川町が合同調査をいたしております。

○下田京子君 十一月十三日に小川町と県が合同調査をしたという御報告を、いつ受けたんでしようか。

○政府委員(藍原義邦君) 林野庁の方に報告が参りましたのは、ことしに入つてからでございます。○下田京子君 私は、ここで大臣にも、それから関係する局長にもお願いしておきたい点は、やみ増羽について真剣になつてその行政指導を考へるならば、少なくとも私のようなまだ未熟な議員であつても、こういう報告が出たらさう感じるわけですね。調査に行つていられるわけですから、森林法問題というのはこれは知事認可なんだからという立場で林野庁長官は受けとめられたにしましても、関係の局長は、少なくともやみ増羽どうなのかという点で問ひ合はせるとか、さういふ姿勢があつて私にはしかるべきだと思つて、この点について大臣一言。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まことに、本当にそれはそれぐらいのなにかあつても私もいいと思つて、そこで、時間もないことですが、せつかく、共産党の方が政府の政策に全面的に協力してくれらるるんで、これは珍しいのですから、ですから、私ここで本当にこれを受けとめて、林野庁も森林法違反の実態をよく調べて、これは茨城県知事を指導して、それは適正な嚴重な処置をとること。それから畜産局も、さういふことは珍しいこと。それから、今後さういふことをとらなければならぬと、策を進めていく上においてやらなければならぬという点です。これはいろいろな手段を別途考へて、具体的、個別的にやつていただきますよう

に指示をいたします。○下田京子君 具体的に指示をするということなんです。その具体的な指示の中身についてお願ひしたいと思います。

それは五十三年四月二十八日付で、構造改善局農政部農政課長名でなすけれども、農地に関するの農地等の転用について、特に鶏卵の生産に係る分野については注意せよと、もつと簡単に言へば需給調整協議会なんかのさういふ指導を受けてやれという、さういふ通達が出ています。さういふ通達も含めて、具体的にさういふようにしていただきたい。

それに当たりましては、ちよつと申し上げたいのは、大臣に念を押すようなので、非常に悪質なんです。どういふふうな悪質かといふますと、私が入つたのは十一月九日です。県は十一月十一日から調査を開始したんです。合同調査は十三日だと言つていますが、十一日からやつているんです。それから十五日は、わが党の茨城県議員さんがやはり質問したわけなんです。そして、その後さういふ十七日から事情聴取をしていられるんです。この与沢農場関係者は何と言つたか、一貫して、これは森林法施行以前であります、いわゆる四十九年の三月に着工してあります、さういふのをさういふ通していただきます。県は何度も事情聴取をしておりますけれども、がんとして四十九年三月ごろ着工したと言つて言ひ張つていました。最後に、ことしの二月十三日になつて、五十年一月の国土地理院を出している航空写真、これを出したんです。五十年の一月の写真ですから、そこに全然養鶏場はないんです、鶏舎もないんです。それを突きつけられたら、そこで初めて、さういふ通して、さういふことが確認されているわけなんです。大変悪質である。ですから、指導はもう具体的であるわけなんです。

しかも、この与沢農場だけではありません。時間ありませんから以下述べませんけれども、イセの社内報によりまして、小川町インテグレイシ

オンと銘打って、これは社内報で以下ずうともうやられていきます。ですから、森林法の第十条の二によつて開許許可をとらなければなりませんし、またそれが法違反で、届け出を出してない場合は十條の三に基づいて監督処分もあるわけですから。その中身においては、中止命令あるいは復元命令もあります。しかも、それらも含めまして、今後こういったいわゆる林と基地に隠れて無断増羽、やみ増羽なんということが野放しにならないように、重ねての指導を具体的にお願ひしたい、こう思うわけです。——いや、これは大臣で結構です。もう時間ないですから、大臣に頼みます。
○政府委員(藍原義邦君) ちよつとその前に私から……

いま御指摘がありました点につきましては、県の方におきまして二月二十二日に、たゞいま御指摘になりました森林法に基づきまして監督処分を行つております。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大変いい話で、私もこれもこれは具体的に徹底をさせる。これからそういうことがあつたらば、委員会まで待たずに私のところへすぐに教えてくれればもつと早くやりますから、よろしくお願ひを申し上げます。
○下田京子君 それから具体的にもう一つ、どうしたらやみ増羽を取り締まれるかという御提案です。飼料価格安定基金、これをもう少し活用してはいかがでしょうか。この点については改めて私が提言するまでもなく、すでに衆議院農林水産委員会の中で附帯決議にも出ております。また、その活用については、これは農林水産省の畜産局、昨年二月に報告書として出しております。このえさについては、ことしあたりまた上がりそうだという話もあります。ですから、形だけ誓約書を取つて云々ということではなくて、これを実効あるような形で活用させてみて、もうやみ増羽、無断増羽をやつて悪質だつたらばこの飼料価格安定基金に入れないと。これは一年ごとに自由なんですね、入つたり出たり、入つたり出たり自由なんです。ですから、えさの価格が安定しているなど

いうときには抜けていて、上がりそうだなと思つたら入つてくる、大体そういうことだつて考えられます。普通大変に悪質なことをやつていられる方です。ですから、はっきりそういうことが——そういうことがというの、やみ増羽がわかつた経営者は入れない、そういう措置をとつてほしい。それから最後に、これはあわせてお願ひしたいんですが、結果として、いままでやられてきたこの生産調整が中小養鶏家切り捨てというふうになつてきた。これは、五十二年、五千羽未満の養鶏農家が三十二万七千戸あつたのが、五十三年になつて二十七万七千戸に約五万戸減つていっている。このことについて、そのやみ増羽を進めていく側の大規模養鶏企業家の方々が言つていられるんです、それ見たことかという形です。だから生産調整反対だ、まさに天の福音だ、われわれにとつては恵みである、中小養鶏家はつぶれてくれる、われわれはこれからもどんどんやみ増羽をやつていきますよというふうな言われたい。だから、そういうことがなされるように、やはり先ほど言つた飼料価格安定基金からやみ増羽者にも外していく、また、中小養鶏家に対しては緊急融資なんかで保護していくという、こういう施策が必要ではないかと。この点についての具体的な御決意を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 配合飼料価格安定基金の活用ということでございますが、これにつきましては、入る際に誓約書を取る、きちんと生産調整を守るという者でなければ加入を認めないというふうにいたしております。

ただ、いま御指摘がございましたが、もしそれが守られなかった場合、では制裁ができるかという、まあペナルティーの問題でございます。これは実は五年を一期にした長期の契約で、その間積み金を積んで、そして事故が起つたとき、えさ価格が暴騰したときにその補てんを受けるといふ仕組みになつております。そうしますと、積んでいられる者には一つのすでに発生した権利があるわけ

でございます。それから、本来の趣旨が鶏卵と直接結びついたものでなく、飼料価格全体の価格安定ということ趣旨をいたしております。そのような観点から、私も直ちにこれを生産調整に協力しなかつたからペナルティーを科すというふうな運用は、なかなか法律的にもむづかしいということがありまして、誓約書を取るという段階にとどめていられるところでございます。

それから、先ほど私、答弁の中で、与沢農場がイセの直営であるということ申し上げましたけれども、あれは系列でございましたので、その点修正させていただきます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 何かうまい方法はなにかどうか、私も素人ですからよくわかりませんが、いづれにしても、そういうような悪質な業者を野放しにしておくという事は、これは社会的公正を欠くという点からも私はいかぬと思つた。したがつて、厳しくいろいろな手を用いて、やはり全体の幸せが得られるような方向に尽力をいたしたいと思います。

○下田京子君 委員長、私終わろうと思つたんですが、ちよつと局長答弁で、さつき与沢農場がイセの直営ではなくて関連だ。これは事実に対して偽りがあるのではないかと。どちらが本当なのかわからないのは、昭和五十三年四月の二十日、津川委員の質問に対して局長自身が答えています。「与沢農場につきましては、イセグループの直営農場という関係にあることが判明いたしました。」——どちらですか。

○政府委員(杉山克己君) その後、生産調整の実効を担保するために種々調査を行つてきたわけでございます。生産調整協議会の報告等にもよりまして、事実関係が最近明らかになつたということ、系列ということを新しい事実で申し上げたわけでございます。

○三治重信君 五十四年度の農林水産大臣の所信表明についての質疑で、この大臣の所信表明に「生産性の高い近代的な農家を中核的な担い手として」と、こうしていろいろ書いてございます

が、その「生産性の高い近代的な農家」をつくる一つの問題点として、きょうは農地の問題を御質問したいと思ひます。

それは、一つの新しい考え方として地主の方にこの流動化の助成金を出すと、こういうことが出ておりますが、一番日本の農業が高度成長の中で非常に衰退して、国家の要する国民の食糧の自給力について非常に荒廃化を来しているんではないか、こういう一般的な批評のある中で、農林行政としてやはり私は自立経営農家という、農林水産省の方は今度新しく「生産性の高い近代的な農家」と、こういう近代的な表現を使つておられますが、その一つの方法として土地の流動化対策として地主に対して助成金を出す、こういうことな

んですけれども、私はもう少し一歩踏み切つて、こういうことからやはりいまの戦後自作農、いわゆる不在地主をなくして自作農創設をやつて、農村革命と言つてもいいほど非常に農村の安定と生産性の向上をやつてきた。しかし、それが高度成長によつて、農業所得が半分以下の第二種兼業農家の非常な増加で、いまや農家の主流はむしろ第二種兼業農家になつてきた。これに対して農林水産省は、第二種兼業農家ばかりの農業ではこれは非常にまずいということ、こういう対策がとられるということになつていっていると思ふんです。

そこで、端的に一つ、私は自作農ということにいつまでも縛られて、私は大変な後手をとる。むしろ自立農家をつくるためには、やはり新しい観点に立つて土地の賃貸借の自由化をやらぬことには、生産性の高い近代的な農家はできないと思ふわけなんです。土地政策に対する大方向転換をやる御意思はございませんか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私も大体同じような考え方なんです。実際問題として農地の面積というものが限られてはいるわけですから、これは倍にふやすなんてできるはずもない。ただ、裏作を奨励したり、そのための要するに汎用田です、排水事業をやるとか、そういうようなことで活用しますけれども、結局それだけではやはりまだ足ら

ない、その「生産性の高い近代的な農家」をつくる一つの問題点として、きょうは農地の問題を御質問したいと思ひます。

ない。やはり企業としてやっていたためには、ある程度の大型化をしなければならぬ。土地の面積がふえないことになれば、反復利用するか、あるいは他人の土地でも生産性の高い人が低い人の土地を何らかの形で利用するかというような問題もあるのですけれども、やはり土地は持つておかないわけですから、これは景気の回復との問題もあるのですけれども、やはり土地は持つておきたいけれども人に貸す取らしてしまふのじやないか、あるいは安く安い小作料にされてしまふのじやないか、返してもらえないのじやないか、あるいは政府に買上げられるのじやないかというふうないろいろな心配のあることも事実なんです。

したがって、これからはやはり土地利用権の集積のためにはどうしても打明策を講じていかなくてはならぬ。そのために現行農地法とかあるいは農振法とか、そういうようなものを初め、何かひっかかるものがないかと一巡総ざらいをして、それでひっかかることがあればそれはやっぱり直していく。農地法をともかく神様みたく思っている人がありますよ、食管法と同じで。ありますけれども、現実には合わないものは、経済立法というのは直していく必要があるだろう。私は、きのうも手算委員会で食管の問題について、配給、配給と言っていて、ある一定の量以上はくれぬといういまの食管制度ですから、そこで消費拡大やれぬと言ったってこれはむずかしい。こんなものも、そういう部分はやっぱり見直す必要があるということをおっしゃいましたが、それと同じような考えを持っておるわけでありませぬ。

○三治重信君 大臣のそういう積極的な御発言によって、やはり農林政策というのは補助金政策と言われるが、補助金政策だと事実上法律の改正をやらぬでも幾らでも新しい政策ができる。しかし、これはどうも徹底をしないと思えます。したがって、これにいま大臣のおっしゃったように、日本の農家の農地というものは、やはり古い農家からすれば先祖代々の土地であり、戦後解放された者にしてみれば、多年水飲み百姓で苦しい

目を見たのがやっとな自分の手に入った、これは何が何でも放すものかと、こういうことでみんな信じてきたわけなんです。現実の高度成長下の農村というもののから見ると、これについて事務当局でいいんです。こういうような対策についてどういふ対策をとられるか、ひとつお聞きしたいんですが、一つは自作農創設のために小作料を非常に低廉に抑えられています。したがって、そうするといまの法定小作料、いわゆる農地解放当時から規制される、そのときに小作地になった農地については、これは法定小作料と比べて非常に制限されて、いわゆる税金も払えない、ただみたいなものだと、こういうことに対する認識はどうなっているのか。

それから、その後子供が勤めに当たるとか、やはり家庭の労働力の都合で土地の余剰ができた場合に、土地の賃貸を戦前と同じようにやるためにいわれるやみ小作になる。地主は申告として、食管が当時のなみか敵しいものですか、届け出は地主の耕作地になつていふだけども、実際は現物小作料を戦前よりも若干低くして、これは相当高い、たとえ米二俵とかいふような小作料を取っている。現実には完全な小作農です。しかし、表面上は食管関係からいって、完全に地主が自分で耕しているからいって、完全に地主から進んで、いわゆる代行といつて、農業に大型機械を入れてきたために非常に春の耕作、こういうものをやはり生産性を高めるために集団的に効率的な機械を入れる。こういうことにすると、兼業農家ではふところ手して春は耕してくれ、水もや田も水田も植えてくれる、それからいわゆる除草剤をまいてくれる。これも、みんなそのときだけの給料を一反幾らといつて払えばいい。秋になると、またこれは全部刈つてくれて、全部農協の方で納めてくれる。いわゆる農作業の切り売り、それでも水田だと地主として損をしない、こういうやり方があるわけなんです。

まだほかにも二、三いろいろの点があるわけですが、こういうものはやはりいまの農地法の枠格

から離れていく、しかも農林水産省はある程度そういうことを離れなければやれないようなことを現実には黙認というんです。土地の集積関係からいくと農地法に違反したことも、そういう大型の機械をいろいろ奨励なんというものをやっていることは、そういうことから違反しているのではないかと思うわけですが、そういうことについてどういふふうに対処していこうとされているか。

○政府委員(大場敏彦君) まず小作料の問題ですが、統制小作料は御存じのとおり昭和四十五年以降撤廃しております。五十五年になくなる、五十五年の九月でしたか、なくなるということになっているわけでありませぬ。

○三治重信君 いまはどうですか。
○政府委員(大場敏彦君) いまは、したがって四十五年以降新たな賃貸借関係を結ぶ、小作関係ができるというものにつきましては小作料の統制はございません。
ただ、全然野放しでは問題が起る可能性もあるということ、標準小作料制度というものを設けて、これは各地域地域の実情に応じて需給関係を反映して標準小作料制度を設けて、それより極端に離れた場合には減額勧告をする。たとえばこれもかなり幅をとって、三割ぐらい離れた場合には減額勧告をするというような緩い形になっておりますので、現在の土地を貸したいが、小作料が統制されていふ非常にじやまになっていふことでは私はないのじやないかと思っております。統制小作料がかかっておりますのは、四十五年以前の古い小作関係の土地ということだけあります。これも来年では切れるということでもあります。

それからもう一つは、最近いろいろ請負耕作あるいは経営受託とか、あるいは作業の受委託、こういう関係が非常に広範になってきております。これはさまざまあって、どれがどの場合には農地法に抵触し農地法に抵触しないということは一概には言い切れないわけでありませぬけれども、

私どもの考え方としては、単なる作業、たとえば代かきだとか田植えだとか、あるいは稲刈りだとか、そういった部分的な作業を委託する、そして作業委託料を払う、また取ると、こういった関係にとどまっていふ限りは、これは農地法上何ら問題は生じていない。しかし、それが全部の作業を請け負ってしまうということになりますと、やや経営の受委託関係になる、あるいは土地の賃貸借関係にまで入ってくるという場合には、これは農地法上のしかるべき手続をとらないとやはりこれはやみ小作という関係になる、こういうふうな考えをしております。

そこで、そうはいつても、現実にはそういう波が出てきているということは事実であります。それに対して農地法が大きく立ちまはだかつていふかということにつきましては、これはたとえ農地法も昔の農地法とはかなり変わってきておりました、耕作権の保護という目的を持つていふと同時に、もう一つの目的には、やはり農地の効率的利用ということ、二つ相並んだ目的として掲げているわけでありませぬ。

そういう意味で、具体的に申し上げますれば、昭和四十五年のときに、先ほど申し上げました統制小作料撤廃と並んで、農用地合理化法人——離作者が都会へ出ていく、そのときに土地を貸しなから出ていくという場合に、普通、手当てしないとならない地主になってしまふから、そういうのを防ぐために農地法の適用除外をするとか、あるいは五十年のときに農用地利用増進事業というものを仕組んで、貸し手、借り手それぞれ不安があるわけですから、貸し手側は土地を貸しつ放しになつてしまふのじやないかということ、逆に借り手側はいつ取り上げられるかわからない、経営が不安定である、こういった心配を解消するために、集団的な合意の中で短期の賃貸借を重ねていく、こういった農用地利用増進事業というものをやっているわけでありませぬ。そういう制度の普及に際して効果は上がってきていると思えますが、まだ

まだ大きな流れというところまでは残念ながらいっていないことであるので、先ほど大臣がお話し申し上げましたように、この際、もう一遍やっぱり構造政策の洗い直しをして、もちろんこれは農地法を含めて洗い直しをして、いま検討しているところであります。

○三治重信君　そうすると、農地の賃貸借について、耕作権の保護と農地の高度利用との両方の兼ね合いを考へて対処をしていくと、こういうことと。それを自立農家の育成にも一つつなげないと、その二つの対策がつかない。農地の管理としてはそういう一つの抽象的な法制としてはいいけれども、問題は、農家がそれを実行できる体制にならぬと、かいたもちはいいけれども、それは実効が伴わないと、こういうことにならうかと思うわけなんです。それで、この流動化のための地主に対する奨励金によって、それは農家に対して土地を貸す場合にはどういふふうな奨励金を出す考えか、また、そういう今後やろうとする奨励金のねらう効果をひとつお聞きしたいと思う。

○政府委員(大場敏彦君)　いまお話しになりましたように、賃貸借関係を農地法から――農地法は、御存じのとおり賃貸借関係一般の民法の特例をつくっているわけでありまして、その特例をやめて、極端な話、一般民法原則にゆだねても問題は解決しないことだろうと思うのです。一般民法の世界でも最近債権が物権化してきて、非常に借り手側の立場が強くなってきているわけでありまして、農地法を外したということだけでは、むしろ逆に賃貸借関係が進まないという弊害もあるいは出てくる可能性もあるわけですね。そういう意味で、単に法制的な手当て、見直しということでは必要でありまして、同時に、やはりいまおっしゃったように、借り手側、貸し手側それぞれ不安を持っているものをどうやって解消していくか、どういったマーケットづくりをしていくか、どういった仕組みでそういった市場というものを形成していくかということが必要だろうという

うふうに考えているわけでありまして。そういう意味で、そういった市場をつくるのと同時に、先ほど申し上げました法制的な手当てと並んで、もう一つはやはり各種の農林施策の助成集中、そういったこともやっていく必要があるのじゃないかなというふうにも思っているわけでありまして。

いま御指摘になりました、地主側、貸し手側の方に助成をするという五十四年度から新たな方法を展開を試みているわけでありまして、これはいわば経済的の意味で助成をするということではなくて、やはり村、地域の中で、合意と理解という中で土地をできるだけ出してもらう、そしてやはり村全体のコンセンサスの中で、その土地は貸しつ放しにはならないのだよと、こういう安心感を与えながら土地を提供してもらうという運動が必要だろうと思うのです。その場合に、一種の踏み切り料という形で、国もあるいは地方公共団体もこういうお手伝いをするから、ひとつ地主の皆さんも土地を提供していただけないかと。それで、こういう仕組みであれば、貸したまま返ってこない、あるいは高額な離れ料を取られてしまふ、そういう心配がないようにするから出してほしいと、そういう意味のはずみをつけるための一種の踏み切り料というわけか、貸し手側あるいは借り手側の発掘という運動を展開して、その中での一つの手段として、従来借り手側だけにしておりました奨励金を貸し手側の方にも提供しただらうか、こういうふうにも考えてお願いをしているわけでありまして。

○三治重信君　そうすると、結局この農地の流動化というのは、目標として、一つの部落、村の中でスムーズにやるための一つの刺激剤としてやること、こういうことですから、またその農地の賃貸借を権利義務で余りやると、そこになかなか解決策がむずかしいという御意見のようですね。それども、そういう流動化の一つの安心感、農地法による在村地主、自作農という、非常に二重、三重の土地に対する足かせがあるやつを解放しようとする一つの手段だと思ふんですけれども、しかし、そ

れにも増して、地主から見れば、それを処分するときにただみだになつちや大変だということだと思ふんです。

それから、借り手から見ると、それは何といひますか、自分の必要な面の農業経営をやっているときに急に取られると大変なことになる、その保証の關係になる、こういうことなんです。このいまの両方に、ことに地主に安心感を持たせるといふのが、そういう奨励金でそういった保証がどうして得られるか。その部落の実行組合の組合長なり何なりが立ち会いで将来もそういうことについて保証するとか、また地域的な申し合わせでそういうふうにするという場合にやると、どちらに重点を――地主の方に流動化に協力さすためには、やはり土地を手放すときに小作人たちの賃借農家にたくさんの土地の価格を取られぬように保証するとか、こういうことなんです。その保証はどういうふうになつていくんですか。いわゆる短期の更新で保証さすとかというふうなことにならんのですか。

しかし、それも続けていくと、今度は小作人の方も権利を主張することになる。そういうのはやはり法制的にこの農地法というりっぱなものをつくったわけなんだから、時代の変化によってそういう考え方を考えたことをしつかり法律にした方が、地主の方も、賃借――賃借という表現がいいのかどうか、土地を借りて農業経営をやる者にも、やはりこれはもう土地問題というのは、法律的な、制度的なものにはつきり考え方を示してやった方が私はいいと思ふんですが、そこまで踏み切らぬですか。

○政府委員(大場敏彦君)　おっしゃるとおりだろうと思ひます。

いま私どもが考えておりますのは、ある程度実施しているわけでありまして、やはり御指摘のありました、貸し手側が貸しつ放しになつて返してほしいときには返してもらえないというふういう心配がある。それから高い離れ料を要求されるのじゃないか、そういう心配があつてなかなか

か土地を貸したくないということ。一方においては、借り手側はその裏返しになるわけでありまして、土地をいつ取り上げられるかわからない状態では、とつても土地改良投資もできないし経営の安定もできない。また耕作は、これは切りがない話であります。安い方がいいということ、やはり借り手側、貸し手側の利害というものは本来的に対立し合う要素を元來持っている、こういうふうにも思ふわけでありまして。

しかし、そういうことではどうしておいてはなかなか解決できないことは御指摘のとおりでございます。私どもがいま考えております、あるいは実施しておりますのは、市町村という地域の中で借り手側の集団とそれから貸し手側の集団というものが集まつて、そこで市町村長あるいは市町村というふうな公的団体が、平たく言えば保証人みたいなこと、こうして短期の賃貸借関係を成立させると。その中で借り手側は離れ料は要求しないという一札もつきり書くと、こういう關係で両方の安心關係を、不安を解消すると、こういう仕組みを試みているわけでありまして。

また一方、地主がいつでも土地を返してもらいたい、そういう要求にこたえられないことになりまして、今度は先ほど申し上げましたように小作の方は非常に心配になるわけでありまして、そういう場合には、たとえばある年はAという土地を借りておつて、そしてそれを地主の要求で何年か、三年たつたら返さなきゃならないという場合には、Aという土地は返してもその地域の広がりの中で別のBという土地を借りると、こういうような形の仕組みであれば、それは必ずしも経営の不安定ということにはならないということでありまして、そういうことにはならないということでありまして、おっしゃった形で貸し手側の不安、借り手側の不安というものを解消して、需要と供給というものを結びつけるマーケットを形成していく、そういう仕組みがいいのじゃないかなというふうには私どもは思つているわけでありまして。

○三治重信君　それを、あくまで何と申すか、一つの行政指導というんですか、補助金を、そ

ういうこの市町村なり農協の素人に、行政の素人に任ずると、こういうことですか。

○政府委員(大場敏彦君) ちよつと答弁を漏らして恐縮であります。

私が申し上げたいいまの仕組みは、現在の法制にも裏打ちされているわけでありまして、五十年の農振法改正とそれから農地を改正したときに、農用地利用増進事業という仕組みを充足させて、それによつて貸借関係約一万町歩ぐらいにまだ現在のところそれだけできていますけれども、そういった仕組みを法律的にもつくっているわけでありまして。しかし、これで十分であるかどうかということになりますと、これはさらにいろいろ検討して、そういった流れというものも一回いろいろいかなきゃならない。農地法制のもう一回いろいろ洗い直しということも同時にやていかなきゃならない、そういうふうにも考えているわけでありまして。

○三治重信君 いや、そういうことでなくて、ほか聞いていたのは、どの単位というんですか、部落の単位でやるのか、一つの町の単位でやるのか。農協の単位で、農協と市町村と、大体同じような町村が大きく合併したところは農協が三つ四つあるですわね。農協単位でやるのか、一つの部落の昔で言う農事実行組合、いま何と言うのか、部落ごとと大体農事実行組合があつて、その部落ごとの調整でやるのか、どういう単位でやるのか。

○政府委員(大場敏彦君) 市町村という単位で農用地利用増進計画というものをつくらせ、その規定というものをつくっているわけでありまして。しかしこれは広うございまして、分割することはもうこれは自由だといふことで、実際は旧町村あるいはもう少し細かく旧集落、そういった段階で借り手が集まって貸借関係を結ぶと、こういったような現実のあれにはなっております。

○三治重信君 そこでひとつ課長さんでもだれでもいいんですが、そういうふうにしてやつてどれくらい農地が現実動いているか。それによつて

どれぐらい自立農家というんですか、経営面積を拡大した農家があるのか。細かい統計はいいんですが、そういうことが成功している県、それからそういうものによつて自立農家に近づき得るようになっていいる農家の戸数、そういうのがどれくらい現実の問題としてあるか、ひとつ二、三の例を御説明願いたい。

○政府委員(大場敏彦君) 農用地の流動化の実績であります。御承知のとおり、売買は大体毎年四万数千ヘクタールぐらあります。これは年によつてそう振れはございません。

それから貸借関係は、たとえば四十九年には五千ヘクタールでありましたのが、五十二年には約一万ヘクタールというぐらあります。これは年によつてあります。それからそのほかに、いま私が申し上げました農用地利用増進事業というものが、これは五十一年から始めたわけでありまして、五十一年のときで二千六百八十町歩にすぎなかつたものが、五十三年の十二月末では約一万ヘクタールということになってきております。これは農用地の、まだまだこれは決して十分だといふ意味で申し上げるわけじゃないので、不十分であります。率直に言つて不十分であります。しかしテンポはのろろございましてふえてはきています。さらに、これをもう少しアクセルを踏む必要があるという意味で申し上げているわけでありまして。

それから、農用地利用の流動化は、地域によつて非常に違ひまして、たとえば東北なんかの場合ではむしろ需要の方が多くて供給の方が少ない。こういう関係で、非常に時価が高くなつてきています。逆に、中京だとか東海、そういったところは貸し手側はわりあい多いけれども、借り手側の方の体制が非常に弱くて逆に需要側の吸引力が弱い、こういった事情があつて地域によつてばらばらであります。しかし、農用地利用増進事業を足して日は浅うございまして、幾多の優良事例が出てきているということで、ことに西の方の中、四国、そういったところではかなり成績を上げて

きていこうというふうには私も評価しておりまして。

○三治重信君 それと、農地の問題でもう一つ関連して、肉用牛の増産のために里山の開発ということがうたわれておるんですが、これは私は今後エネルギーの見通しの見解が違ふとまた変わってくるかもわからぬですが、薪炭林、いわゆる雑木林が非常にたくさんある。これが言われるところにも関連すると思うんですが、これをやはり肉用牛なり畜産をやつていくために、草地にいわゆる薪炭林を改革していく政策をやつていく必要が私にはある。ところが、薪炭林を草地に変えるということでは、日本ではいままでも余り成功してないわけなんです。日本の草地というのは非常に雑草が生えてしまふ。そうすると、酪農に使えるような草地にするというのは、やはりばくは灌漑がうまくいかぬといふ草地はできぬと思うんですが、農用地をふやす一つの手段として、畜産をふやす意味においても草用地の開拓を非常にやらなければいかぬと思うんですけれども、こういうことについてやるようにしてつとつというふうな所見を持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先生もわかつているというから私説明いたしません。飼料基盤の整備という公共事業のほかに、特に里山の利用促進事業というのを新規でつくつていくことと、こういうようなことで、ただ、いままでの草地造成というつらら、もう広いところを大々的にやるというヨーロッパ式の方法だけをやってきたわけで、それはトラクターが入つて平らにするなどというものは莫大な金がかかる。しかしながら、そういうところは地価も安いし面積も多い。こういうところは、種類にもよりますが、かなりの傾斜でも牛は登りますから、したがつて、そういうような里山は里山なりに開発をして、そこで余り金を造成にかけないで、しかも草がとればいかにわけてすから、そういうようなことも並行的にや

つていこうという新しい事業を進めようとしております。

○喜屋武眞榮君 私、大臣にお尋ねします。大臣の所信表明を一読いたしますと、すぐ感じますことは、日本の農林水産業の根本的な見直しの姿勢と申しますか、そういった意欲が十分うかがわれます。そして、これからの展望を志向しておられることがよくわかります。ただ、翻つて考へますと、農業政策の大きな実りというものは、裏づけとしての予算の、財政面の裏づけがなければいけないというところは申し上げるまでもありません。もし財政の裏づけが貧困であるとするならば、いかなる政策もこれは絵にかいたもちにしかすぎない、こう言つても過言じゃないと思ひます。

そこで、五十四年度予算を見てみますと、政府予算三十八兆六千一億円に対して農林水産関係が三兆四千六百三十一億円となつております。全体の予算の伸び率が一二・六%、農水予算の伸び率が一三・三%、〇・七%のアップということになつておりますが、この予算で大臣のねらつておられる所信表明の内容が十分実現できる、これで十分だと、このように考へていらつしやるのであるかどうか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はこれで十分だとは思ひませんが、一年間でやれる仕事には限界があるわけですから、一年の予算として見ればまずまずの予算である。

れたし、伸び率も、公共事業というふうなかね太鼓でどんどんやっている政府の最大の目玉でしょう、これは。その目玉まで含めた予算で一二・六というのですから、それよりも農林予算は二三・三というのはいかぬのこれは伸びたのです、実際は。したがって、欲には切りがありませんが、現在の予算の配分その他から見ると私はかなりよく配慮してついたら、こういうふうに思っております。

○喜屋武眞榮君 次にお伺いしたいことは、この所信表明の中に「地域の事態に即した農業生産構造を確立するための施策」を強調しておられますね。その観点から、わが国の唯一の亜熱帯農業地としての沖繩農業をどのようにとらえておられるか、どのように位置づけおられるか、そのことをお聞きしたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 日本列島は北から南まで非常に細長いところであって、北海道から、ともかく寒いところからまた沖繩のように暑いところと言っちゃなんですが、暑いところですか、そこまではあるわけですよ。したがって、農業というものは自然相手の仕事ですから、おのずからそこでできるものは違ってくる。そういう点で、沖繩は亜熱帯地帯として、沖繩としてともかくほかでは競争できないようなものを中心をやつたらいいじゃないかと、私はそういう考え方なのです。

したがって、やはり沖繩というものは、一つには何とんでもあそこはサトウキビだ、それからまあパインというものが中心になって、あとは畜産とかそういうものをつけていく。将来は、特に内地ではほとんど省資源、省エネルギーというときに、石油を燃してそれで野菜をつくらなきゃ冬野菜ができない。沖繩は、この間も私行ってきたのですよ。もう露地野菜がたっぷりなものがいまだんどん出ている、こういうものを内地に持つていけないという事は非常にこれはまずいことである。したがって、沖繩では何となくパインとウリミバエの退治とか、それから何とかパインとか、私詳しいことは知らぬが、植防関係の害虫が

いるわけです。この害虫征伐に、これはもう金に糸目をつけないで徹底的におやりなさいと、必要だったら予備費でも出してあげますよというぐらいいい話を、ちょっと大臣としては無謀な暴言みたいな話かもしれぬが、やつてできないことはないわけですから、有効な方法があればそういうところに最重点の力を入れて、そして将来はやはり冬の野菜なんというのは新鮮なものを沖繩から東京、大阪へカーフェリーで運んだ方がいいわけですから、そういうような方向でやれば、日本全体としても省資源・エネルギーという時代にも非常に役立つのではないかと、そういうことで、私は沖繩はそういうような沖繩の特性を生かすこと。

それから、やはり沖繩も非常に農業が零細ですから、やはり基盤整備のできるところは基盤整備をきちんとやって、先ほど言った農地法等の関連もこれから出てくると思いますが、近代的なサトウキビ農業というものができるように持つていく必要がある。私は昭和四十五年から六年に政務次官をやつて沖繩に参りまして、あの八重山開港なんといま非常に進行しておるという姿を見まして、非常に私もうれしく思つておる。したがって、今後とも沖繩は沖繩の地域を生かした近代農業ができるように、力を入れてまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃつたらえ方は基本的に賛成いたすものでありますが、サトウキビの問題、パインの問題、あるいはミカン等の問題を四つとらえられておられますが、特に野菜供給地としての立場から、いまそのがんになつておるのが、さつきおっしゃつたミカンコミバエとウリミバエですね。この害虫がすなわち東南アジア、フィリピン、台湾あたりから北上してやつてきております。そして沖繩に來る、沖繩から奄美大島に、九州に、やがて本土にもどんどん上陸、進出していく可能性が十分あるわけですね。

そこで、一刀両断といえますか、沖繩の蔬菜園芸を育成していくという、栽培していくという面から大事だし、さらに本土への害虫が上陸していく、進出していくというのを沖繩で食い止めて、こういう立場からも、このウリミバエとミカンコミバエその他の害虫を徹底的に沖繩で阻止する。幸いに、沖繩の離島の久米島では成功しております。ところが、久米島というのは沖繩のまた一離島であります。そこは輸出が自由ということになっておりますが、大事な点は、沖繩本島、宮古、八重山を含めて、そこでの栽培、育成ということがもつと大事でありますので、この久米島の撲滅を一つの先例として、沖繩全体の駆逐、せん滅を徹底的に、しかも早急にこれをやつてもらわなければ、沖繩農業、特に蔬菜園芸が進展しないと、こう思うわけなんです。それに對するお考えと、その予算の裏づけがそれに伴つておるかどうか、それをお聞きしたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 全くそのとおりでございます。私には西銘君にも、あなたの最大のこれは仕事にしたらいいじゃないか、ああいったような研究所もあるし、原の試験場もあるし、学問の世界は私よく知らぬが、放射能で雄の何とかが精子を殺しちゃうとか、天敵を利用するとか、薬をまくとか、いろいろな方法があるようですよ。あんな、何億円か、園芸局長に具体的に答弁させますが、ことしはかなり持つております。しかしながら、もつといい方法があるのだ、そのために金が足りないというのならそれを工面しますよと、たいした金じゃないのですから。だから、それはもうここ二、三年かけて徹底的にひとつやつてくださいということをやつておられますし、そういう方針で今後とも引き継いでいきたい、こう思つております。

○喜屋武眞榮君 その予算の裏づけが具体的にあります。○政府委員(二瓶博君) ただいまお話のございましたウリミバエの關係の防除の予算でございますが、五十四年度は一億四千六百万円でございます。

十分の十の補助ということで、開発庁の方に計上をいたしております。それからミカンコミバエというのもございますが、こちらは二億四千九百万、これもまた沖繩開発庁計上、十分の十の補助ということでございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ早急にいまの予算の裏づけを進めていただいて、これがもう一刻も早くということ、非常に大事なウエイトがなければいけない。特にピーマンとかカボチャ、ニンジン、サヤインゲン、早切りミカン、これは本土で非常に好評を博しておるんですね。ところがいま薫蒸して輸出をするために、そのために時間も費用もかかるし、それから生鮮度もダウンして行くわけでありまして、この点ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、冷凍パインのかん詰め問題ですね。この冷凍パインについては、輸入冷凍パインを原料とするかん詰め急増によつて沖繩原産のパインかん詰めメーカー、それから本土代理店に大きな打撃を与えておるわけなんです。それについて衆議院での質疑でも、大臣は二月二十八日の分科会で答えていらつしやいます。輸入の自由化、関税引き下げの交渉もあつて輸入規制はむずかしいが、タイ国に関しては秩序ある輸出を行うよう話し合つていきたい、こう御答弁しておられますが、そのタイ国との話し合ひは現時点ではどうなつておるのであるか、これからなのか、話し合われたのであるか、これが一点と、それから国内業者の動きはどうなつておるのであるのか、この二点について伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) タイ国の問題については、本格的にはこれから——いままでも話し合つております。してありますが、さらにこれから話めていきたいと思つております。なお、業者の問題は、日本人が輸入するわけですから、したがって日本産協協会、これが中心になりまして、三月二十二日に冷凍パインかん詰め製造業者と輸入商社が集まりましてその相談をしますと、こういうことになっております。いずれ

にいたしましたも共倒れでは困るわけですから、
ですからそういうことのないようにしたい。

それからもう一つは、やはり表示をJASで、
ともかく冷凍のものは冷凍と、生の純粋のものは
そういうふうな表示をきちっとさせよう、そうし
て消費者に、もう冷凍のものは幾らもとへ戻して
もこれは冷凍なんですからごまかされぬように
してくださいよという、基準をきちっと守らせる
ということなどをいたしまして、極力打撃の少な
くなるように努力をいたすつもりです。

○喜屋武眞榮君 国際貿易上はいろいろ難点もあ
ると思いますが、抜本的には冷凍パインの輸入規
制、こういうことが抜本的な対策になると思うん
ですが、それはどうしても無理なんではなか
らうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは非常に国際問
題になってまいりました、規制するというような
ことにはなかなか、むしろ日本の規制を緩めると
いう国際世論が、もう世界じゅう寄ってたか
つてそういうふうな話ですから、そこで日本が規制を
今度さらに強化するのだということになると、世
界じゅう相手にけんかするみたいになつてしま
いまして、なかなかこれはむずかしい、実際問題
として、したがってそれ以外の方法でやるしか
ないだろうと、こう思っております。

○喜屋武眞榮君 それではこの問題につきまして
は、具体的にはこれからタイとの交渉も進めてい
くというお話のようですが、ぜひひとつ可能な限
り早く詰めていただいて、そして現地の不安やあ
るいは業者の、本土メーカーの、輸入業者の不安
をなくしていただくよう、そして沖繩の特殊な地
場産業をぜひ守っていただくよう、強く重ねて要
望いたします。

次に、含みつ糖保護対策についてお尋ねしま
す。
実情は御存じと思いますが、沖繩県含みつ糖工
場が非常に経営難に陥つておると。五十二、五十
三年、まあ二年度にわたるんですが、全工場前
期で約二億五千万円の赤字を抱えておると。ところ

が、従来この含みつ糖の問題につきましては保護
制度がないために、その価格差補助金の支給によ
つて、国が三分の二、県が三分の一ですか、こう
いう抱き合わせで今日まで推移している、経過を
たどつてきておるわけですね。ところがその実情
は、五十年ではたし四億五千万円ですね、それ
に對して県が一億五千万円、五十一年が八億三百
万円、沖繩県が二億六千七百万円、五十二年が十
一億三千六百万円、沖繩県が三億七千八百万円、
五十三年が十四億三千五百万円、県が四億七千八
百万円、こういうふうなウナギ登りに毎年毎年県
の負担も上昇してきておるわけなんです。貧困
財政の中で非常にこの含みつ糖の対策で、しわ寄
せで大変困つておるわけなんです。それで五十四
年度、今年度も承りますと十七億三千七百万円、
それに対して県が五億七千九百万円、こうなりま
す、もうますますこれは窮地に追い込まれるわ
けなんです。

そこで、この価格差補助金は年々このように上
昇してまいるので、その保護制度の中にこの含み
つ糖も含めるわけにはいかぬのであるか、なぜそ
れがその方に含まれないのかであるか、このよう
な暫定的な措置で毎年毎年この不安、動揺を与え
ておるのであるか、その点ひとつはつきりしてい
ただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御質問の趣旨は、一
般の砂糖のように事業団の對象とできないかとい
う御趣旨じゃないかと思ひますが、これは含みつ
糖の品種は非常にまちまちだというふうなこと
や、菓子などの固有の用途に多く消費されてお
つて、一般の砂糖とは異なる独自の価格形成がな
されておるといふような点から非常にこれはむずか
しいのです。したがって、この含みつ糖につ
いては、復帰の際のこれは特別措置としてこのよ
うな価格差補助金制度というものをこしらえてき
ておるわけなんです。したがって、鹿児島含みつ糖
にはこのような措置はとっていないのです。沖繩
だけ特別扱いをやつておるわけです。

そこで、含みつ糖がどんだんうんと生産される
ことはこれは困るわけでありまして、やはりわれ
われとしては、新しい用途を開拓するか、たと
えば粉糖ですな、粉の含みつ糖、あれなんか大
評判がよくて、ことしなども日本に持つてくる量
をふやすということ、適正量はこれぐらいじゃ
ないかなんて指導はやつておるわけですが、そ
ういふような新規用途の開発、それからやつぱり生
産の適正化ですね、これをどんだんつくられまし
たらとても莫大な金が、もう補助をしていくこと
は県もお手上げだらうし困るわけですから、
やはりその生産量の適正化ということ、それから
生産のコストの合理化と品質の改善、こういうよ
うなことをやつたり、あるいは沖繩県含みつ糖
公社を主体とするところの——販売体制がま
ちでよけいな経費がかかる、そのためにコストが
高くなつてもうけが少ないというので、これを
県の含みつ糖公社を主体として販売体制を一
元化していくということなどいろいろな方策を講
じていきたいと思います。

そうすると、必ずこの離島振興の問題で、それ
じゃ沖繩のさらに離島は困るじゃないかという御
議論がすぐ出るのですが、これは砂糖だけでやれ
と言われましても、農林水産省だけじゃ手に負え
ない点もあるわけですから、いろんな総合的な方
策を講じて、沖繩のさらに離島については、別な
国全体の対策でその離島の振興というものを考
えていくほかにないではないかと、こう思つてお
ります。

○喜屋武眞榮君 基本的には、分みつ、含みつ含
めて国産糖としてのいわゆる国民の甘味資源の補
給地としての沖繩、このような見解に立つて分
つ糖並みの適用がどうしても無理であるのかどう
か。そうであるとするなら、沖繩だけとおっしゃ
られますけれども、いまの三分の二、三分の一の
このしわ寄せを全額国で補償する、こういうこと
とはこれは不可能ではないと思ひますが、それは
いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは全額というの
は前例もございませんし、また、そうしてどんだ
んふやされたのではこれまた困るわけですから、
やはり適正な生産規模にとどめるといふことで、
離島の生活維持のために特別措置としてこれはや
つておることでございますので、補助金制度は暫
定措置だからなくなるのじゃないかという心配は
ございませぬ、それは沖繩の実情から見て、本
ならばこれはだんだんなくなるというのが筋でし
ょう。筋でしようけれども、この価格差補助金は
あ当分は続けていくしかないのじゃないかと、こ
う思つております。

○喜屋武眞榮君 この点は、非常に窮地に追い込
まれて、含みつ糖の業者が、生産者が、どうして
もこれを救つてもらわなければ困ると。特に離島
対策の立場からも離島振興の立場からも、これは
どうしても、ああさうでありますか、わかりまし
たと、こう下がるわけにはいかぬ気持ちでありま
すので、ひとつ十分検討配慮していただきたい
と、こういうことを強く要望申し上げておきま
す。

次に、粉状黒糖について、今期の含みつ糖の生
産量は約一万二千トン、こう踏まえておるよう
ですが、そのうち二千八百トンを粉状黒糖にする
と。前年は四百二十九トンですね。で、二千トン
を本土市場に出す計画であったが、農林水産省と
県との話し合いで一千トンにとどめるように協定
したと、そう聞いておりますが、その二千八百ト
ンから一千トンに減じた理由は一体どうい
うわけであるのか、その点お聞きしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、評判がよ
かつたからといって、希少価値があつて評判がよ
かつた私は思うのですよ、四百トンというよう
なものは、それを一挙に今度は四倍にもするとい
うようなことを言つても、必ずこれはどかんと値
が下がつてしまつて、せっかく量はふやしたけれ
ども値下げになつては何にもならぬわけですか
ら、内地の方でそんなに知れ渡つていないわけ
じゃない、PRが進んでおるわけじゃない。した
が、やはりそれは安全をとつた方がいいじゃ
ないかというふうなことで、それでも去年の倍以

下、含みつ糖保護対策についてお尋ねしま
す。
実情は御存じと思いますが、沖繩県含みつ糖工
場が非常に経営難に陥つておると。五十二、五十
三年、まあ二年度にわたるんですが、全工場前
期で約二億五千万円の赤字を抱えておると。ところ

上になつてゐるわけです。

ですから、ここはやっぱり安全、大事をとつたということですよ。ことしやってみて、さらに宣伝もして、商品ですからつくつてどかどか持つてくれば売れるというものじゃないですから、やはり宣伝をしながら値が崩れないように売つていくというのには、一挙に四倍にもするということは無謀だから、倍だつてちょっと多いのじゃないかという気もするのだが、まあしかしやってみようということとで一千トンと、こういうことにしたのであります。

○喜屋武眞榮君 そうすると、需要供給の立場からの問題ということですね。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そうです。

○喜屋武眞榮君 それで、そのことは政府の押しつけじゃなく、現地も十分合意の上に、納得の上にそういうふうな調整ができた、こういうふうな理解していいですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは、現地でもせっかくな内地まで運んで暴落しちゃつたのじゃ何にもならぬわけですから、やはりよく考へてみれば、損しない程度で値段が維持できるというのはここが限界じゃないかという、これはやってみないことにはわからないわけですね、経済取引ですから、自由価格なんですから、ですから、それは当然納得の上でそういうふうなことになつたというように思つております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ要望いたしますが、経済変動いろいろ流動的な面があると思ひますが、もしこの枠をふやしていくことも可能であると、こういう状況であるなら、できるだけ吸い上げてこの含みつき生産者の立場を救つていただきたい、このことを強く要望申し上げます。

し。

○政府委員(今村宣夫君) 畑作物共済につきましては、本年四月一日から本格実施に移行されるわけでございますが、現在私たちがこれを目指して、鋭意準備を取り進めております。

それぞれPRその他関係省令の公布、定款例の通達、それから単位当たり基準収量、共済金額等の告示等を取り進めまして、現在その準備は順調に進んでおります。したがひまして、四月一日から法律あるいは予算において当初想定したとおりの事業実施が行えるものと考えておる次第でございます。

○理事(山内一郎君) 本件に対する質疑はこれをもって終了いたしました。

午後六時一分散会

三月二日日本委員会に左の案件が付託された。
一、沿岸漁場整備開発事業の拡充強化に関する請願(第七五四号)
一、広域農業開発事業に係る財政措置の強化に関する請願(第七五五号)
一、いか漁業対策に関する請願(第七五六号)
一、加工原料乳限度数量の割当ての増加に関する請願(第七五七号)

第七五四号 昭和五十四年二月十六日受理
沿岸漁場整備開発事業の拡充強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 館石基治

紹介議員 岩助 道行君
二百海里時代に即応し、水産物の安定的供給を図つていくためには、沿岸漁業の振興を積極的に推進することが緊急の課題である。このため、昭和五十一年度から実施している沿岸漁場整備開発事業の実施期間七箇年を五箇年間に短縮実施するとともに、大幅に規模を拡大した第二次計画を早期に策定されたい。また、現行の国庫補助率を大幅

に引き上げる等、地元負担の軽減を図られたい。

第七五五号 昭和五十四年二月十六日受理
広域農業開発事業に係る財政措置の強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 館石基治

紹介議員 岩助 道行君
高効率農業による農産物の安定的な供給体制を確立することを目的として実施している広域農業開発事業は、未利用、低利用の土地を開発する大規模な事業であるところから、多額の事業費を必要とし、地方公共団体にとつて多額の負担を余儀なくされているほか、地域的な条件も重なつて、安定した畜産経営を行うには多くの問題を抱えているところである。ついでには、この開発事業のより円滑な推進を図るため、特殊土じよう地帯以外の地域についても「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の負担割合の特例と同様の措置を講じ、財政措置の強化を図られたい。

第七五六号 昭和五十四年二月十六日受理
いか漁業対策に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 館石基治

紹介議員 岩助 道行君
ここ数年來、北部太平洋水域は極端な寒さのめいかに不漁に見舞われ、当該漁民の窮乏ははなはだしいものがある。ついでには、資源の培養、漁業の管理等に適切な措置を講ずるとともに、赤いか漁業についても、これが漁場の開発を行い、併せて資源、漁法等にも検討を加え、抜本的な方策を講ぜられたい。

第七五七号 昭和五十四年二月十六日受理
加工原料乳限度数量の割当ての増加に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 館石基治

紹介議員 岩助 道行君
酪農経営の安定のため、昭和五十三年度加工原料乳限度数量の割当てを増加、又は昨年度と同等の措置を講ぜられたい。
理由
岩手県は、酪農振興を農政の重点施策として推進しており、ここ数年生乳生産量は順調に伸長しているが、設備の近代化の推進による生産性の向上、飼料基盤の整備による自給率の向上等、経営改善のため行ふべき課題がなお山積している。このような情勢下にあつて、五十三年度においても全国的に生乳生産の伸びが著しいこともあつて、加工原料乳が予想以上に発生しており、本県においても限度数量の割当てが五万三千九百八十トンを超え、牛乳の消費拡大を更に促進することとしているが、なお、国においても、酪農経営の安定を図る見地から、加工原料乳限度数量の割当てを増加、又は昨年度と同等の措置を講ずべきである。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、沿岸漁業改善資金助成法案
一、林業等振興資金融通暫定措置法案

沿岸漁業改善資金助成法案
沿岸漁業改善資金助成法
(目的)
第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁業の安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に

沿岸漁業改善資金助成法
沿岸漁業改善資金助成法
(目的)
第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁業の安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に

沿岸漁業改善資金助成法
沿岸漁業改善資金助成法
(目的)
第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁業の安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に

沿岸漁業改善資金助成法
沿岸漁業改善資金助成法
(目的)
第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁業の安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に

沿岸漁業改善資金助成法
沿岸漁業改善資金助成法
(目的)
第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁業の安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に

対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動物の採捕の事業

二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業
(前号に該当するものを除く。)

三 水産動物の養殖の事業

2 この法律において「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営又は換業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術又は漁業の安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「後継者等養成資金」とは、漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実施に習得するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。
(政府の助成)

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「沿岸漁業従事者等」という。)に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充

てるため、補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。
(貸付金の限度)

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金のそれぞれの種類ごとに、農林水産省令で定める。
(貸付金の利率等)

第五条 貸付金は、無利子とする。
2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、経営等改善資金及び後継者等養成資金にあつては七年を超えない範囲内で、生活改善資金にあつては五年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。
(保証人)

第六条 第三項第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者に対し、保証人を立てさせなければならない。
2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
(貸付けの申請)

第七条 第三項第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて行うものとする。
(貸付けを行う場合)

第八条 経営等改善資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。)が申請に係る経営等改善資金をもつて近代的な漁業技術又は漁業の安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設を導入することによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、

申請に係る水域においては当該漁業技術又は施設を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

2 生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

3 後継者等養成資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の漁業経営に係る漁業労働に従事する者が申請に係る後継者等養成資金をもつて近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成される見込みがある場合に限り、行うものとする。
(期限前償還)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。
一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
二 償還金の支払を怠つたとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。
(違約金)

第十一条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第九項の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合

をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。
(特別会計)

第十二条 都道府県が、第三項第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三項第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。
(事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三項第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

2 前項の漁業協同組合連合会その他政令で定める法人は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。
(補助金の額)

第十四条 政府が第三項第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。
(納付金)

第十五条 都道府県は、第三項第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還

金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
 - 第八十条第二号の次に次の一号を加える。
 - 二の二 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第 号）に基づいて、都道府県が行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

林業等振興資金融通暫定措置法案
林業等振興資金融通暫定措置法

（目的）

第一条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。

（基本方針）

第二条 農林水産大臣は、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、林業の発展と国内産木材の製造業及び卸売業の発展が密接に関連していることにかんがみ、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、定めるものとする。

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（林業経営改善計画）

第三条 林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 前項の林業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 林業経営の現状
 - 林業経営を改善するためにとるべき措置
 - 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法
- 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。
 - 林業経営改善計画に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したものであること。
 - 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。
 - 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、次条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。
 - 前三項に規定するもののほか、林業経営改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例）
第四条 農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）が前条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第二号又は第四号に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる資金にあつてはそれぞれ四十五年以内及び二十五年以内において、同項第四号に掲げる資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において公庫が定めるものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは、林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第 号。以下「暫定措置法」という。）と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは、暫定措置法と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項並びに暫定措置法（合理化計画）」とする。

第五節 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する国内産木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）が適当である旨の認定をすることができる。

一 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会

二 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者（以下「市場開設者」という。）の組織する団体

三 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者

四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

2 合理化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業の経営の現状

二 国内産木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置

三 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

3 第一項の認定は、同項の申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、するものとする。

一 合理化計画に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したものであること。

- 合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。
- 前三項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（林業信用基金の業務の特例等）
第六条 林業信用基金（以下「基金」という。）は、林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）第二十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 基金に出資している次に掲げる者（その者がロに掲げる者である場合には、その直接の構成員となつていないロに掲げる者を含む。）で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二條第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業を営む者又は市場開設者（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつていない中小企業等協同組合

ハ 木材卸売業者等

（林業信用基金の業務の特例等）
第六条 林業信用基金（以下「基金」という。）は、林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）第二十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 基金に出資している次に掲げる者（その者がロに掲げる者である場合には、その直接の構成員となつていないロに掲げる者を含む。）で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二條第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業を営む者又は市場開設者（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつていない中小企業等協同組合

ハ 木材卸売業者等

三 前二号の業務に附帯する業務

第七条 基金は、前条第一号の業務（これに附帯する業務を含む）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 基金は、前条第一号の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、前条第一号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

5 この法律の規定により基金の業務が行われる場合には、林業信用基金法第六条中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第 号。以下「暫定措置法」という。）第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第七条第四項中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに暫定措置法第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第八条及び第十二条第二項中「及び林業者等」とあるのは「並びに林業者等並びに暫定措置法第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第三十一条第一項中「決定」とあるのは「決定及び暫定措置法第六条第一号の業務」と、同法第三十九条、第四十条第二項及び第四十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同法第四十五条第一号中「又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書」とあるのは「第三十六条第一項若しくは第二項ただし書又は暫定措置法第七条第二項」と、同法第四十九条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同条第六号中「第二十九条」とあるのは

「第二十九条又は暫定措置法第六条」とする。

（都道府県の特別会計）

第八条 第六条第一号の規定により基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十四年三月二十八日印刷

昭和五十四年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D